平成二十年国土交通省令第十号 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規

目 き 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則を次のように定める。程定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の規定に基.

総則(第一条·第二条)

住宅建設瑕疵担保保証金 (第三条—第十三条)

第三章 住宅販売瑕疵担保保証金 (第十四条—第二十二条)

第四章 住宅瑕疵担保責任保険法人(第二十三条—第三十九条)

第五章 住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理(第四十条・第四十一条)

第六章 雑則 (第四十二条)

(住宅建設瑕疵担保責任保険契約の内容の基準)

第六号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第六項

乗じた額(当該額が負数となるときは、零とする。)以上の額を填補するものであること。 じた損害の額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を控除した残額に百分の八十を 法第二条第六項第二号イの規定による損害の塡補の内容が、同号イに規定する建設業者に生

共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。) 五十万円又は住宅建設瑕疵担保責任保 一戸建ての住宅 十万円

法第二条第六項第二号ロの規定による損害の塡補の内容が、次のいずれにも適合するもので 険契約に係る共同住宅等の合計戸数に十万円を乗じた額のいずれか低い額

いものでないこと。 建設業者の悪意又は重大な過失によって生じた同号ロに規定する発注者の損害を塡補しな

額を塡補するものであること。 同号イ又は口に定める額を控除した残額(当該額が負数となるときは、零とする。)以上の同号口に規定する発注者に生じた損害の額から前号イ又は口に掲げる区分に応じそれぞれ

する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要な事項について、国土交通一 前二号に掲げるもののほか、塡補すべき損害の範囲その他の法第二条第六項第二号イに規定 大臣が定める基準に適合するものであること。 3

(住宅販売瑕疵担保責任保険契約の内容の基準)

第二条 法第二条第七項第六号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

の八十を乗じた額(当該額が負数となるときは、零とする。)以上の額を塡補するものである 業者に生じた損害の額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を控除した残額に百分法第二条第七項第二号イの規定による損害の塡補の内容が、同号イに規定する宅地建物取引

一戸建ての住宅 十万円

十万円を乗じた額のいずれか低い額 共同住宅等 五十万円又は住宅販売瑕疵担保責任保険契約に係る共同住宅等の合計戸数に

法第二条第七項第二号ロの規定による損害の塡補の内容が、次のいずれにも適合するもので 2

補しないものでないこと。 宅地建物取引業者の悪意又は重大な過失によって生じた同号ロに規定する買主の損害を塡

号イ又は口に定める額を控除した残額 を塡補するものであること。 7イ又は口に定める額を控除した残額(当該額が負数となるときは、零とする。)以上の額同号口に規定する買主に生じた損害の額から前号イ又は口に掲げる区分に応じそれぞれ同

> する宅地建物取引業者及び同号ロに規定する買主の利益の保護のため必要な事項について、 土交通大臣が定める基準に適合するものであること。 前二号に掲げるもののほか、塡補すべき損害の範囲その他の法第二条第七項第二号イに規 玉

(住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券)

国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 法第三条第五項(法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。) 0)

国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十 次条第一

号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。 項、第十四条及び第十五条第一項において同じ。)

地方債証券

前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券その他の債券

(住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券の価額

第四条 法第三条第五項(法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。) 規定により有価証券を住宅建設瑕疵担保保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、 の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 次の

に記載又は記録された金額。第十五条第一項において同じ。) 規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあっては、振替口座 国債証券については、その額面金額(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律

地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、 その額面金額の百

2 4 割引の方法により発行した債券で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものについ三 前二号以外の債券については、その額面金額の百分の八十 面金額とみなす。 ては、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額

(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第五条 法第四条第一項の規定による届出は、基準日(法第三条第一項に規定する基準日をいう。 以下同じ。)から三週間以内に、別記第一号様式による届出書により行うものとする。

2 間に引き渡した新築住宅に関する事項を記載した別記第一号の二様式による一覧表を添付しなける。前項の届出書には、当該基準日における法第三条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前一年 ばならない。

法第四条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の供託に係る供託物受入れの記載のある供託書

(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請) 任保険法人」という。)と締結した住宅建設瑕疵担保責任保険契約を証する書面 新たに法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(以下単に「住宅瑕疵担保責

の建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県第六条 法第五条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第二号様式による確認申請書を、そ 知事に提出しなければならない。

前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

前条第二項の一覧表

法第五条ただし書の供託に係る供託物受入れの記載のある供託書の写し

(公正証書を作成したときに準ずる場合)

| 第七条 | 法第六条第二項第二号の国土交通省令で定める場合は、同条第一項の報酬返還請求権等の 存在及び内容について供託建設業者(同項に規定する供託建設業者をいう。 た旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書を作成した場合とする。 以下同じ。)と合意

(報酬返還請求権等に係る報酬の返還の義務又は損害の賠償の義務を履行することができず、 著しく困難である場合 又

第八条 法第六条第二項第三号の国土交通省令で定める場合は、 供託建設業者が合併以外の理由により解散した場合 次に掲げる場合とする。

供託建設業者が再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合

9

供託建設業者が、その債務のうち弁済期にあるものにつき、 一般的かつ継続的に弁済するこ

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認)

とができない状態にあることが明らかである場合

号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。 法第六条第二項第三号の確認を受けようとする同条第一項に規定する発注者は、 別記第三

- 場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。 ことを証する書面並びに同条第二項第三号の供託建設業者が死亡した場合又は前条各号に掲げる 前項の確認申請書には、法第六条第一項の瑕疵があること及びその瑕疵によって損害が生じた
- 3 (以下この章において単に「権利」という。) の調査をしなければならない。 国土交通大臣は、第一項の確認申請書を受理したときは、遅滞なく、法第六条第一項の権利
- 4 定による権利の調査を行わないものとする。 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、 同項の規
- 第二項の規定により添付された書面に記載された報酬返還請求権等に係る瑕疵が法第六条第
- 項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき
- 又は保証金規則第二条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有することが確認され、 保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請のうち、前項の規定による権利の調査 保保証金の額(受理日前にされた当該供託建設業者に係る第一項の規定による確認の申請及び 章において「受理日」という。)における当該供託建設業者が供託をしている住宅建設瑕疵担 書等」という。)があるときは、対象確認申請書等を受理した日のうち最も早い日。以下この 住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則(平成二十一年法務省・国土交通省令第一号。以下「保 申請書に記載された供託建設業者に係る第一項の確認申請書又は住宅建設瑕疵担保保証金及び 当該確認申請書を受理した日(当該確認申請書を受理した日前三十日内に受理した当該確認 額の算定の対象となる期間内に受理されたものを除く。以下この号において「対象確認申請 金規則」という。)第二条第一項の技術的確認の申請書(既に第十項第二号の規定による合
- 5 項の規定による確認の申請に係る損害についての調査(以下この章において「損害調査」とい 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、住宅瑕疵担保責任保険法人に、第一 額以下であるとき。

規定により同項の損害調査を行わないこととされたものを除く。)に係る戸数に十万円を乗じ

確認申請書等(前号の規定により権利の調査を行わないこととされたもの及び次項ただし書の 理日供託額」という。)が、受理日以後当該確認申請書を受理した日までの間に受理した対象 まだ住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けていないものに係る金額(これらの権利の調査に要

した第八項に規定する損害調査費用を含む。)に相当する額を除く。以下この章において「受

う。)を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がな

- 臣が別に定める要件を備える者に損害調査を実施させなければならない。 いと認められるときは、この限りでない。 住宅瑕疵担保責任保険法人は、損害調査を行うときは、その役員又は職員のうち、 国土交通大
- 容及び額について報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 が法第六条第一項の瑕疵により生じた損害に該当するか否か並びに該当する場合は当該損害の内 住宅瑕疵担保責任保険法人は、損害調査を終えたときは、直ちに、当該確認の申請に係る損害
- 8 (当該報告書の提出を受けた日が受理日から起算して三十日を経過した日より後の日であると 当該報告書の提出を受けた日)以後、 前項の報告書の提出を受けたときは、受理日から起算して三十日を経過した 遅滞なく、 当該報告書に係る損害調査を実施した住

宅瑕疵担保責任保険法人に対し、当該損害調査に要する費用として国土交通大臣が別に定める費 交付しなければならない。ただし、第十項第二号に該当するときは、これを交付してはならな (以下この章において「損害調査費用」という。) に係る別記第三号の二様式による確認書を

- 三十日を経過した日より後の日であるときは、当該権利を有することを確認した日)以後、遅滞 日から起算して三十日を経過した日(当該権利を有することを確認した日が受理日から起算して 額を限度とする。 なく、申請者に別記第三号の三様式による確認書を交付しなければならない。この場合にお て、当該確認書に記載する報酬返還請求権等の額は、受理日供託額から損害調査費用を控除した)た者 (以下この条において「申請者」という。) が権利を有することを確認したときは、 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の確認申請書を提 受理 V
- 10 確認書を交付してはならない。 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 前項の規定にかかわらず、 同項
- 掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額以下の場合 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき権利を有することが確認された金額が、 次に

一戸建て住宅 十万円

- 額のいずれか低い額 | 共同住宅等 | 五十万円又は当該確認申請書に係る共同住宅等の合計戸数に十万円を乗じた
- 果、権利を有することが確認されたものに係る金額(これらの権利の調査に要した損害調査費ち、第三項の規定による権利の調査又は保証金規則第二条第三項の規定による権利の調査の結 用を含む。)の合計額が、受理日供託額を超える場合 受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託建設業者に係る第 項の規定による確認の申請及び保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申 ー請のう
- 11 ければならない。 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 申請者に対し、その旨を通知しな
- れた場合 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、 申請者が権利を有していないことが確認さ
- 二 第四項各号のいずれかに該当する場合
- 前項第一号に該当する場合

(権利の申出)

- 第九条の二 国土交通大臣は、前条第十項第二号に該当する場合は、遅滞なく、六十日を下らない いう。)から除斥されるべきことを公示しなければならない。 該公示に係るこの条から第九条の四までの規定による手続(以下この条において「配当手続」と 一定の期間内に国土交通大臣に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当
- 2 なければならない。 国土交通大臣は、前項の規定による公示をしたときは、その旨を次に掲げる者に対して通知
- る前条第一項の確認申請書又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書を提出した者 当該供託建設業者 受理日以後当該公示をした日までの間に、前項の規定による公示に係る供託建設業者に関す
- 3 進行は、妨げられない。 での間に当該公示に係る供託建設業者に関する前条第一項の確認申請書又は保証金規則第二条第 項の技術的確認の申請書を提出した者が、その申請を取り下げた場合においても、 第一項の規定による公示があった後は、受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日ま 配当手続
- 4 ればならない。 ることを証する書面を添付して、 第一項に規定する権利の申出をしようとする法第六条第一項に規定する発注者は、 別記第三号の四様式による申出書を国土交通大臣に提出しなけ 権利を有す
- 5 同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による確認の申請又は保証金規則 第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以

より添付された書面を含む。)は、前項の申出書(同項の規定により添付すべき書面を含む。)とされた書面を含む。)又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書(同条第二項の規定に 第二条第一項の規定による技術的確認の申請は、 の申出とみなす。この場合において、前条第一項の確認申請書(同条第二項の規定により添付 第一項の期間内に行われた前項の規定による権

は、送付に要した日数は、算入しない。 者による同条第二項に規定する信書便で提出された場合における第一項の期間の計算について 九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業 第四項の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十

第九条の三 国土交通大臣は、前条第四項の規定による権利の申出を受けたときは、遅滞なく、 利の調査をしなければならない。 権 2

定による権利の調査を行わないものとする。 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、 同項の規

条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき 前条第四項の規定により添付された書面に記載された報酬返還請求権等に係る瑕疵が法第六

て準用する第九条第五項ただし書の規定により損害調査を行わないこととされたものを除く。) による権利の申出(前号の規定により権利の調査を行わないこととされたもの及び次項におい 受理日供託額が受理日以後当該権利の申出を受けた日までの間に受理した前条第四項の規定 係る戸数に十万円を乗じた額以下であるとき。

第九条第五項から第七項までの規定は、第一項の権利の調査について準用する。

(配当表の作成等)

内に同条第四項の規定による権利の申出をした者に係る前条第一項の規定による権利の調査(以利の調査者しくは保証金規則第二条第三項の規定による権利の調査又は第九条の二第一項の期間 認したときは、速やかに、権利を有することが確認された者に係る配当表を作成し、これを公示 下この条において「権利調査」という。)の結果に基づき、これらの者が権利を有することを確 かつ、当該配当表に係る供託建設業者に通知しなければならない。 国土交通大臣は、第九条の二第三項に規定する者に係る第九条第三項の規定による権

配当の順位は、次に掲げる順位による。

額、二千万円を超えるものは二千万円までの額 権利調査により権利を有することが確認された者が有する権利で、二千万円以下のものは全

同一順位において配当をすべき債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、二 前号に掲げるものを除く同号の者が有する権利

配当

り作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式、国土交通大臣は、配当の実施のため、供託規則第二十七号から第二十八号の二までの書式によ により作成した証明書を交付しなければならない。

なければならない。国土交通大臣は、 前項の手続をしたときは、同項の支払委託書の写しを供託建設業者に交付

第十条 法第七条第二項の規定による届出は、同条第一項の規定により供託した日から二週間以内 (住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出)

第九条の五 第九条の二第一項及び前条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによって

2 前項の届出書には、当該供託に係る供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付しなければ

別記第四号様式による届出書により行うものとする。

(住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等の届出)

第十一条 供託建設業者は、法第八条第一項の住宅建設瑕疵担保保証金の保管替えがされ、又は よる届出書に当該供託に係る供託物受入れの記載のある供託書の写しを添えて、その建設業法第 条第二項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金を供託したときは、遅滞なく、 三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出るものとする。 別記第五号様式に

第十二条 法第九条第二項の承認を受けようとする者は、別記第六号様式による承認申請書を、 の建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならな

記第六号の二様式による取戻承認書を交付するものとする 国土交通大臣又は都道府県知事は、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認をしたときは、 別

(住宅建設瑕疵担保保証金に関する説明事項)

第十三条 法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示

下この号において同じ。)の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合 二以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合(同項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十 以下「令」という。)第三条第一項の建設新築住宅については、同項の書面に記載され 以た

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の二 法第十条第二項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省 令で定める方法は、次に掲げるものとする。

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

事項」という。)を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル 算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載 管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計 置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。以下この条及び次条にお に記録する方法 ァイル(専ら受信者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の て同じ。)の使用に係る電子計算機と受信者等(受信者又は受信者との契約により受信者フ 送信者等(送信者又は送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え

者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法 回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該受信 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信

気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電

体をいう。第十三条の四第一項第二号並びに第三十四条第二項及び第三項において同じ。)を い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒 もって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

し、受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。 られたファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。 受信者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。 前項第一号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を送信者等の使用に係る電子計算機に備え

られた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。 前項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を送信者等の使用に係る電子計算機に備え 受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない

(電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の三 令第四条第一項 き電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 (同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により示すべ

前条第一項各号に掲げる方法のうち送信者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(情報通信の技術を利用した承諾の取得)

める方法は、次に掲げるものとする。 令第四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定

電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又は口に掲げるもの

をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 に令第四条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。) 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機

れたファイルに承諾等をする旨を記録する方法 方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて送信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えら 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成するこ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

とができるものでなければならない。 第三章 住宅販売瑕疵担保保証金

(住宅販売瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券)

第十四条 法第十一条第五項(法第十六条において読み替えて準用する法第七条第三項及び法第八 条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める有価証券は、 次に掲げるもの

地方債証券

前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券その他の債券

(住宅販売瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券の価額)

第十五条 法第十一条第五項(法第十六条において読み替えて準用する法第七条第三項及び法第八 定めるところによる。 てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に 条第三項において準用する場合を含む。)の規定により有価証券を住宅販売瑕疵担保保証金に充 4

国債証券については、その額面金額

地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、 その額面金額の百

面金額とみなす。 ては、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額 |割引の方法により発行した債券で供託の日から償還期限までの期間が五年をこえるものについ二||前二号以外の債券については、その額面金額の百分の八十|

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第十六条 法第十二条第一項の規定による届出は、基準日から三週間以内に、別記第七号様式によ る届出書により行うものとする。

年間に引き渡した新築住宅に関する事項を記載した別記第七号の二様式による一覧表を添付しな 前項の届出書には、当該基準日における法第十一条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前 ればならない。

3 法第十二条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の供託に係る供託物受入れの記載のある供託

書の

新たに住宅瑕疵担保責任保険法人と締結した住宅販売瑕疵担保責任保険契約を証する書面

交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 を、その宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三条第一項の免許を受けた国土 ·**十七条** 法第十三条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第八号様式による確認申請書(住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

前条第二項の一覧表

一 法第十三条ただし書の供託に係る供託物受入れの記載のある供託書の写し

(公正証書を作成したときに準ずる場合)

第十八条 法第十四条第二項第二号の国土交通省令で定める場合は、 う。以下同じ。) と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書を作成した場合とす 等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者(同項に規定する供託宅地建物取引業者をい 同条第一項の代金返還請求権

は著しく困難である場合) (代金返還請求権等に係る代金の返還の義務又は損害の賠償の義務を履行することができず、 又

第十九条 法第十四条第二項第三号の国土交通省令で定める場合は、 次に掲げる場合とする

供託宅地建物取引業者が合併以外の理由により解散した場合

供託宅地建物取引業者が再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合

済することができない状態にあることが明らかである場合 供託宅地建物取引業者が、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認)

第二十条 法第十四条第二項第三号の確認を受けようとする同条第一項に規定する買主は、 九号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。 別記第

2 号に掲げる場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。 たことを証する書面並びに同条第二項第三号の供託宅地建物取引業者が死亡した場合又は前条各 前項の確認申請書には、法第十四条第一項の瑕疵があること及びその瑕疵によって損害が生じ

3 (以下この章において単に「権利」という。) の調査をしなければならない。 国土交通大臣は、第一項の確認申請書を受理したときは、遅滞なく、法第十四条第一項の権利

定による権利の調査を行わないものとする。 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、 同項の規

第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。 第二項の規定により添付された書面に記載された代金返還請求権等に係る瑕疵が法第十四条

則第十八条第一項の規定による技術的確認の申請のうち、前項の規定による権利の調査又は保理日前にされた当該供託宅地建物取引業者に係る第一項の規定による確認の申請及び保証金規 申請書等(前号の規定により権利の調査を行わないこととされたもの及び次項ただし書の規定 第八項に規定する損害調査費用を含む。)に相当する額を除く。以下この章において「受理日住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けていないものに係る金額(これらの権利の調査に要した 第一項の技術的確認の申請書(既に第十項第二号の規定による合計額の算定の対象となる期間 以下であるとき により同項の損害調査を行わないこととされたものを除く。)に係る戸数に十万円を乗じた 供託額」という。)が、受理日以後当該確認申請書を受理した日までの間に受理した対象確認 証金規則第十八条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有することが確認され、まだ う。)における当該供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保保証金の は、対象確認申請書等を受理した日のうち最も早い日。以下この章において「受理日」とい 内に受理されたものを除く。以下この号において「対象確認申請書等」という。)があるとき 申請書に記載された供託宅地建物取引業者に係る第一項の確認申請書又は保証金規則第十八条 当該確認申請書を受理した日(当該確認申請書を受理した日前三十日内に受理した当該確認)額 (受

- められるときは、この限りでない。を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認の規定による確認の申請に係る損害についての調査(以下この章において「損害調査」という。) 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、住宅瑕疵担保責任保険法人に第一項
- 内容及び額について報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 が法第十四条第一項の瑕疵により生じた損害に該当するか否か並びに該当する場合は当該損害の7 住宅瑕疵担保責任保険法人は、損害調査を終えたときは、直ちに、当該確認の申請に係る損害
- 額を限度とする。国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の確認申請書を提出9国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の確認申請書を提出9国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の確認申請書を提出9
- 確認書を交付してはならない。国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の
- 掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額以下の場合 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき権利を有することが確認された金額が、次に
- 一戸建て住宅 十万円
- 額のいずれか低い額
 ロ 共同住宅等 五十万円又は当該確認申請書に係る共同住宅等の合計戸数に十万円を乗じた
- て損害調査費用を含む。)の合計額が、受理日供託額を超える場合 3利の調査の結果、権利を有することが確認されたものに係る金額(これらの権利の調査による権の申請のうち、第三項の規定による権利の調査又は保証金規則第十八条第三項の規定による技術的確認に係る第一項の規定による確認の申請及び保証金規則第十八条第一項の規定による技術的確認 2 受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託宅地建物取引業者 1 で理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託宅地建物取引業者 2 に
- れた場合 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、申請者が権利を有していないことが確認さー 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、申請者が権利を有していないことが確認さ
- 第四項各号のいずれかに該当する場合
- 前項第一号に該当する場合

(権利の申出)

- 続」という。)から除斥されるべきことを公示しなければならない。 | 当該公示に係るこの条から第二十条の四までの規定による手続(以下この条において「配当手当該公示に係るこの条から第二十条の四までの規定による手続(以下この条において「配当手い一定の期間内に国土交通大臣に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは 2第二十条の二 国土交通大臣は、前条第十項第二号に該当する場合は、遅滞なく、六十日を下らな 2
- | なければならない。 | なければならない。 | 2 国土交通大臣は、前項の規定による公示をしたときは、その旨を次に掲げる者に対して通

- コンに 者に関する前条第一項の確認申請書又は保証金規則第十八条第一項の技術的確認の申請書を提一 受理日以後当該公示をした日までの間に、前項の規定による公示に係る供託宅地建物取引業
- 二 当該供託宅地建物取引業者
- 配当手続の進行は、妨げられない。第十八条第一項の技術的確認の申請書を提出した者が、その申請を取り下げた場合においても、第十八条第一項の技術的確認の申請書を提出した者が、その申請を取り下げた場合においても、での間に当該公示に係る供託宅地建物取引業者に関する前条第一項の確認申請書又は保証金規則3 第一項の規定による公示があった後は、受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日ま
- ればならない。
 ればならない。
 ればならない。
 から、別記第九号の四様式による申出書を国土交通大臣に提出しなけることを証する書面を添付して、別記第九号の四様式による申出書を国土交通大臣に提出しなける 第一項に規定する権利の申出をしようとする法第十四条第一項に規定する買主は、権利を有す
- 。)とみなす。 。)とみなす。 。)とみなす。 。)とみなす。 。)とみなす。 。)とみなす。 。)とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書(同条第二項の規 権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の確認申請書(同条第二項の規定による 集十八条第一項の規定による技術的確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による 第十八条第一項の規定による 第十八条第一列の定と 第十八条列の定と 第十八条列の定 第十八条列の定と 第十八条列の定と 第十八条列の定 第十八条列の定
- ない。 第四項の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する特定信書便事業者だしくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する 第四項の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する

(権利の調査)

- 権利の調査をしなければならない。第二十条の三 国土交通大臣は、前条第四項の規定による権利の申出を受けたときは、遅滞なく、
- 四条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。 一前条第四項の規定により添付された書面に記載された代金返還請求権等に係る瑕疵が法第十
- く。)に係る戸数に十万円を乗じた額以下であるとき。て準用する第二十条第五項ただし書の規定により損害調査を行わないこととされたものを除による権利の申出(前号の規定により権利の調査を行わないこととされたもの及び次項におい二 受理日供託額が受理日以後当該権利の申出を受けた日までの間に受理した前条第四項の規定
- (配当表の作成等) 第二十条第五項から第七項までの規定は、第一項の権利の調査について準用する。
- これを公示し、かつ、当該配当表に係る供託宅地建物取引業者に通知しなければならない。ることを確認したときは、速やかに、権利を有することが確認された者に係る配当表を作成し、の調査(以下この条において「権利調査」という。)の結果に基づき、これらの者が権利を有すの調査(以下この条において「権利調査」という。)の結果に基づき、これらの者が権利を有すー項の期間内に同条第四項の規定による権利の申出をした者に係る前条第一項の規定による権利の調査とは保証金規則第十八条第三項の規定による権利の調査又は第二十条の二第第二十条の四 国土交通大臣は、第二十条の二第三項に規定する者に係る第二十条第三項の規定に
- 損害調査費E

配当の順位は、次に掲げる順位による。

- 三 前号に掲げるものを除く同号の者が有する権利

知し

- 同一順位において配当をすべき債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、 配当
- により作成した証明書を交付しなければならない。 り作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、 ワ作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式| 国土交通大臣は、配当の実施のため、供託規則第二十七号から第二十八号の二までの書式によ
- に交付しなければならない。 (公示の方法) 国土交通大臣は、前項の手続をしたときは、同項の支払委託書の写しを供託宅地建物取引業者

第二十条の五 第二十条の二第一項及び前条第一項の規定による公示は、 官報に掲載することによ

(住宅販売瑕疵担保保証金に関する説明事項)

第二十一条 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示 法第十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、 次に掲げるものとする。

いて同じ。)の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合 業者それぞれの販売瑕疵負担割合(同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号にお 令第七条第一項の販売新築住宅については、同項の書面に記載された二以上の宅地建物取引

第二十二条 記第十一号様式」と、同条及び第十二条中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建 合において、第十条第一項中「法第七条第二項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準 十二号の二様式」と読み替えるものとする。 とあるのは「別記第十二号様式」と、同条第二項中「別記第六号の二様式」とあるのは「別記第とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第九条第二項」と、「別記第六号様式」 四項に規定する信託会社等にあっては、国土交通大臣)」と、同条第一項中「法第九条第二項」 物取引業法第三条第一項の免許」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(法第二条第 あるのは「法第十六条において準用する法第八条第二項」と、「別記第五号様式」とあるのは「別 八条第一項」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第一項」と、「同条第二項」と 項」とあるのは「第二十二条において読み替えて準用する第十条第一項」と、第十一条中「法第 る法第七条第一項」と、「別記第四号様式」とあるのは「別記第十号様式」と、同条第二項中「前 用する法第七条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用す 第十条から第十二条までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。この場

住宅瑕疵担保責任保険法人

(住宅瑕疵担保責任保険法人に係る指定の申請等)

第二十三条 法第十七条第一項の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、別 記第十三号様式による住宅瑕疵担保責任保険法人指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを 国土交通大臣に提出しなければならない。

- 定款及び登記事項証明書
- 等」という。)。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時 における財産目録とする。 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(以下 「財産目録 第二十八条 法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で法第十九条 る事項とを区分したもの に規定する業務(以下「保険等の業務」という。)に係る事項と保険等の業務以外の業務に係
- 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度から起算して十事業年度における収支の見込みを
- 申請に係る意思の決定を証する書類
- 法第十七条第一項第二号に規定する保険等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載

- 保険等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に
- 組織及び運営に関する事項
- という。)に係る住宅の検査の実施に関する事項 法第十九条第一号から第三号までの保険契約(第三十四条を除き、 以下単に 「保険契約」
- 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 氏名及び略歴を記載した書類 る場合は、その法人の名称)、 指定申請者が一般社団法人である場合においてはその社員の氏名及び略歴(社員が法人であ 指定申請者が一般財団法人である場合においてはその評議員の
- る株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書類 指定申請者が株式会社である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有す
- 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 指定申請者が法第十七条第二項各号に該当しない旨を誓約する書面
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

(保険等の業務を的確に実施するために必要と認められる財産的基礎

第二十四条 法第十七条第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、基本財産又は資本金の 一億円以上であることとする。 額が

(保険法人の名称等の変更の届出)

第二十五条 法第十八条第二項の規定による届出は、 険法人名称等変更届出書により行うものとする。 (役員の選任又は解任の認可の申請) 別記第十四号様式による住宅瑕疵担保責任保

| 定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、別記第十五号様式による住宅瑕疵第二十六条 住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「保険法人」という。)は、法第二十条第一項の規 2 担保責任保険法人役員選任等認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

者の就任承諾書及び法第十七条第二項第三号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面 を添えなければならない。 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る

(業務規程の認可の申請等)

| 第二十七条 保険法人は、法第二十一条第一項前段の規定により保険等の業務に関する規程(以下 任保険法人保険等業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、これを国土交通大臣 「業務規程」という。) の認可を受けようとするときは、別記第十六号様式による住宅瑕疵担保責

2 保険法人は、法第二十一条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとすると きは、別記第十七号様式による住宅瑕疵担保責任保険法人保険等業務規程変更認可申請書を国土 交通大臣に提出しなければならない。

に提出しなければならない。

保険等の業務を行う時間及び休日に関する事項

次に掲げるものとする。

(業務規程の記載事項)

- 保険等の業務を行う事務所の所在地
- 保険契約の締結の手続に関する事項
- 保険契約の内容に関する事項
- 五四 の方法に関する事項 保険料、検査手数料その他保険等の業務に関する料金 (以 下 「保険料等」 という。) の
- 保険引受に当たっての検査に関する事項保険契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項
- 九八七 保険金の支払に関する事項

保険料等及び責任準備金の算出方法に関する事項

保険等の業務の実施体制に関する事項

管理及び保存に関する事項 法第二十五条の帳簿(以下単に「帳簿」という。)その他の保険等の業務に関する書 類の

十三 保険契約に関する苦情及び紛争の処理に関する事項十二 保険等の業務に関する秘密の保持に関する事項

十 五 関する事項 第三十五条第二項の規定による支払備金の積立てを行う場合にあっては、その計算方法に区分経理の方法その他の経理に関する事項

十七 法第三十五条の規定による住宅紛争処理支援センターの調査研究事業への協力に関する保険等の業務の公正かつ的確な実施を確保するための措置に関する事項

(事業計画等の認可の申請等) 十八 その他保険等の業務の実施に関し必要な事項

第二十九条 保険法人は、法第二十二条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受 年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、これを国土交通大臣に提出しなければならな に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに(指定を受けた日の属する事業けようとするときは、別記第十八号様式による住宅瑕疵担保責任保険法人事業計画等認可申請書

前事業年度の予定貸借対照表

当該事業年度の予定貸借対照表

前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

ようとするときは、別記第十九号様式による住宅瑕疵担保責任保険法人事業計画等変更認可申請保険法人は、法第二十二条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受け 又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号 (事業報告書等の提出)

第三十条 保険法人は、法第二十二条第二項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出すると きは、財産目録等を添付しなければならない。

第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査を受け たものとする。 前項の収支決算書及び財産目録等については、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律

(区分経理の方法)

び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。三十一条 保険法人は、法第二十三条各号に掲げる業務のうち、二以上の業務に関連する収入及 (責任準備金の積立て) 2

る金額を責任準備金として積み立てなければならない。 保険法人は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

ち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。) に対応する責任に相当する額と普通責任準備金 収入保険料を基礎として、未経過期間(保険契約に定めた保険期間のう る危険に備えて計算した金額。ただし、危険に備えるために最低限度必要なものとして国土交 して計算した金額。 異常危険準備金 保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれ

(再保険契約の責任準備金) 通大臣が定める額を下回ってはならない。

た部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。 保険法人は、保険契約を再保険に付した場合において、 次に掲げる者に再保険を付し

> 保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社

(帳簿の備付け等)

第三十四条 法第二十五条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする

について、それぞれ次に掲げる事項 法第十九条第一号及び第二号の保険契約(以下この号において単に「保険契約」という。)

保険契約の申込みを受けた年月日

保険契約に係る住宅の検査を行った年月日及び当該検査を行った者の氏

保険契約に係る住宅の建設工事が完了した年月日

保険契約に係る住宅を引き渡した年月日

保険契約を締結した年月日

保険証券の番号

保険契約者の氏名又は名称及び連絡先

保険料等の額 保険契約に係る住宅の建設工事の発注者又は当該住宅の買主の氏名又は名称及び連絡先

保険契約に基づく損害の塡補の内容及び保険金の額

保険契約の期間

保険契約に係る住宅の工事監理者、工事施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先保険契約に係る住宅の建築主及び設計者の氏名又は名称及び連絡先

保険契約に係る住宅の所在地及び名称

 \exists 法第十九条第三号の再保険契約(以下この号において単に「再保険契約」という。)につい 保険契約に係る住宅の階数、延べ面積、構造その他当該住宅に関する基本的な事

て、次に掲げる事項

ロ 1 再保険契約に係る法第十九条第一号及び第二号の保険契約に関する前号に掲げる事項 再保険契約を締結した年月日

三 法第十九条第一号から第三号までの保険契約に基づく保険金の支払について、 次に掲げる

保険金の支払に係る保険契約の保険証券の番号

イ

ハロ 保険金の支払の原因となった事象を発見した年月日

現地調査を実施した年月日及びその調査結果

保険金の支払の対象となった瑕疵及びその瑕疵の修補工事の内容

保険金を支払った年月日及びその額

朩

当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。 必要に応じ保険法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、

ならない。 む。第三十九条第一号において同じ。)を、保険等の業務の全部を廃止するまで保存しなけれ 保険法人は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含

(支払備金の積立て)

3

第三十五条 保険法人は、毎事業年度末において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなけ ればならない。

いないものがある場合は、当該支払のために必要な金額 しているものを含む。)のうち、保険法人が毎事業年度末において、まだ支出として計上して 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及び返戻金(当該支払義務に係る訴訟が係属

- 認める保険金及び返戻金について、その支払のために必要なものとして国土交通大臣 まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと
- 前項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する保険金及び返戻金については、一定の保険法人の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情がある場 業務規程に規定する方法により計算した金額を支払備金として積み立てることがで
- 第三十三条の規定は、支払備金の積立てについて準用する。

(資産の運用方法)

3

第三十六条 保険法人は、保険料として収納した金銭その他の資産の運用を行うには、 方法によらなければならない。 次

- 国債、地方債その他国土交通大臣が指定する有価証券の取得
- 銀行その他国土交通大臣が指定する金融機関への預金
- 十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。) への金銭信託で元本補塡の| 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年

(立入検査の証明書)

第三十七条 法第二十八条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、 によるものとする。 別記第一

(業務の休廃止の許可の申請)

務休廃止許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 は廃止の許可を受けようとするときは、別記第二十一号様式による住宅瑕疵担保責任保 (保険等の業務の引継ぎ) 保険法人は、法第二十九条第一項の規定により保険等の業務の全部又は一部

第三十九条 げる事項を行わなければならない。 限る。)及び法第三十条第一項又は第二項の規定による指定の取消しに係る保険法人は 又は一部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継ぐこととされ 険法人(当該許可の条件として、その保険等の業務の全部又は一部を、当該保険等の業 法第二十九条第一項の規定による保険等の業務の全部又は一部の廃止の

国土交通大臣が指定する保険法人に帳簿その他の保険等の業務に関する書類を引

二 国土交通大臣が指定する保険法人に保険契約に係る責任準備金及び支払備金に相当 引き渡すこと。

その他国土交通大臣が必要と認める事項

(指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅品質確保法施行規則の規定の適用) 第五章 住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理

第四十条 省令第二十号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 次の表の上欄に掲げる住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設 法第三十三条第一項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場

号

第百 項 兀 条 第の申請をし又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法 ようとする|律第六十六号。以下「履行確保法」という。) 第三十三条第一項に規定す |る紛争のあっせん、調停及び仲裁(以下「特別住宅紛争処理」という。

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

関紛 争処理 · 宅を、特別住宅紛争処理の申請にあっては特定住宅瑕疵担保責任の履行の 機確保等に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第十号。 |行確保法施行規則」という。) 別記第二十二号様式の特別住宅紛争処理申 |の申請をしようとする者は、住宅紛争処理の申請にあっては 以下「履 項

回気等 () 頁 () 見言にい 巨岩分型に見てくす ぎ 可真を分に易げらき答	ヒバラニー	第日ーーシ	
ターの業務の特例に係る住宅品質確保法施行規則の規定の適用)	宅紛争処理支援センタ	(住宅紛	当でる客を
	に		自卜、O頁.(1
	務	二項	与き斜くこ
、特別紛争処理の業務及びその他の業務のうち、二以上の業務に	六条第とその他の	+	11 を 迷 ベンニ
	経理とを		がに拷
	業務に係る		よ、て二島才たものに
、特別紛争処理の業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ	とその他の		ま 繋の全部
の業務」という。) に係る経理についてそれぞれ		項	医唇の全唇回に唇を唇
及び履行確保法第三十三条第一項に規定する業務(以下「特別紛争処理	-六条第について	+	J
場合にあっては、一万四千円)			
契約又は売買契約に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の申請をする			保険法人業
三十日以前に申込みがされたものに限る。) に係る住宅の建設工事の請負		三項	計の休止文
一万円(履行確保法第十九条第二号に規定する保険契約(令和四年九月	[条第一万円	第百十四名	
		十五条	
	<u></u> 理	一項及び第一	二十号様式
処住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理	住宅紛争	第百十二条第	
		四項	
この規則又は履行確保法及び履行確保法施行規則	米第この規則	第百十条	の契約があ
		第一項	年法律第四
紛争又は履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争に	の二 紛争に	第百八条の	
	事項		
	求め	第一項	
住宅紛争処理を求める事項又は特別住宅紛争処理を求める事項	の三住宅紛争処	第百五条の	次に掲げる
		条の二	
	白五 理申請書	項及び第百五	
住宅紛争処理申請書又は特別住宅紛争処理申請書	第二住宅紛争処	第百四条第二	できる。
		九条	の期間を限
	第 百	及 び	場合には、
行確保法	第二法	第百四条第二	
という。)を、それぞれ指定住宅紛争処理機関			臣が定める
請書(次項及び第百五条の二において単に「特別住宅紛争処理申請書」			発生したと

第四十一条 法第三十四条第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務 を行う場合には、 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字

|第百十七条第一|支援等の業務|支援等の業務及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法 |律(平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。) 第三 十四条第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という

|第百十七条 (第支援等の業務支援等の業務及び特別支援等の業務

第一項及び第二項及び第三項及び第三項が 第百十八条第 一号を除く。)、

										,	9		
別記第七十八		一項	第百二十一条第別記第七十七	一項	第百二十三条第業務	第百二十条及び紛争処理の	項第二号 業務	第百十九条第一粉争処理の	項第二号	第百十八条第一の調査	項第一号	第百十八条第一の情報	
別記第七十八履行確保法施行規則別記第二十四号様式	別記第二十三号様式	二十年国土交通省令第十号。以下「履行確保法施行規則」という。)	時定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(平成			の 紛争処理の業務又は特別紛争処理の業務	(以下「特別紛争処理の業務」という。)	の 紛争処理の業務又は履行確保法第三十三条第一項に規定する業務		及び履行確保法第三十四条第一項第三号の調査		及び履行確保法第三十四条第一項第二号の情報	
ì	支	えぎ	5 梅	4	ŧ	長元	その	3	きゃ	议	2	六	

第六章 雑則

第百二十四条第とその他の業

務に係る経理ぞれ

とを

とその他の業

関するものに限る。)及び特別支援等の業務をいう。以下この条にお法第三十三条第一項に規定する建設工事の請負契約又は売買契約に

いて同じ。) に係る経理についてそれぞれ

保険住宅関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれ

保険住宅関係業務及びその他の業務のうち、二以上の業務に

項

務の双方に

(権限の委任)

取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。 第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、建設業者又は宅地建物

- 法第四条第一項の規定による届出を受理すること
- 法第五条ただし書の規定による確認をすること。
- を受理すること。 三 法第七条第二項 (法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による届出
- をすること。 四、法第九条第二項(法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による承認 四、法第九条第二項(法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による承認
- 五 法第十二条第一項の規定による届出を受理すること。

- ハ 法第十三条ただし書の規定による確認をすること。
- きる。 (以下「本店等」という。) の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行うことがで(以下「本店等」という。) の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。 法第二十八条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、保険法人の本店又は主たる事務所
- も行うことができる。 長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局その他の施設(以下「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する地方整備局3 法第二十八条第一項の規定による国土交通大臣の権限で保険法人の本店等以外の支店、事務所3 法第二十八条第一項の規定による国土交通大臣の権限で保険法人の本店等以外の支店、事務所
- 文店等に対し、検査等を行うことができる。該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該保険法人の本店等又は当検査等」という。)を行った地方整備局長及び北海道開発局長は、当該保険法人の本店等又は当前項の規定により、保険法人の支店等に対して報告の求め又は立入検査(以下この項において

則抄

(施行期日)

ででする規定の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。 定する規定の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。 第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。ただし、第二章、第三

る住宅品質確保法施行規則第百二十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度第二条 この省令の施行の日の属する事業年度における第四十一条の規定により読み替えて適用す(経過措置)

とする。とする。「法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から1の基準日までの間」間」とあるのは、「法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から1の基準日前10年記第一号様式、別記第二号様式、別記第七号様式及び別記第八号様式中「1の基準日前10年2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、別

開始の日の一月前までに」とあるのは、「履行確保法施行規則の施行後遅滞なく」とする。

第百

十四条第センターは、センターは、評価住宅関係業務(法第八十三条第一項第一号から第

評価住宅関係|六号までの業務(同項第四号の業務にあっては、履行確保法第三十

二条第一項に規定する紛争のあっせん、調停及び仲裁に関するもの

項

業務

について

|及び保険住宅関係業務(法第八十三条第一項第四号の業務(履行確

を除く。)をいう。以下この条において同じ。)

関するものに限る。)、法第八十三条第一項第七号の業務(履行確保保法第三十三条第一項に規定する紛争のあっせん、調停及び仲裁に

第百

十三条第紛争処

理の

|紛争処理の業務若しくは特別紛争処理の業務

項

業務

第百

二十三条第別記第八十号履行確保法施行規則別記第二十六号様式

号様式

別記第七十九

|履行確保法施行規則別記第二十五号様式

項

附 則 (平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

る規定の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。この省令は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律附則第一条ただし書に規定す附 則 (平成二一年八月二六日国土交通省令第五一号) 抄

: 則 (平成二三年三月二三日国土交通省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (令和二年四月一日国土交通省令第三八号)

附

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

(施行期日)

1

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

ヶ繕って使用することができる。 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取

則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号)

(計算量)
この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(施行期日)

り繕って使用することができる。2.この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取(経過措置)

第一号様式	大(第五条	関係)				
	A-ウロ	20, 2013 elle 40 /6	I III tr A n III tr	エッととなる	设瑕疵担保責任保	(A4)
			R保証金の供託 Oいての届出書		又取批担保買仕保	快失利
特定住宅					4条第1項の規定に	こより、下記のとお
り届け出ま						
	年	月	日届出時の許可	aras e.		
			商号又は名			
			郵便番号			
			主たる事務			
				あっては、作	代表者の氏名)	
			電話番号 ファクシミ	11 乗早		
地方整備	情局長		////	/ HE //		
北海道開発	8局長	殿				
	知事			40		
1 基準日				話	fr:	月 日
	設瑕疵担	保保証金の)供託について		-	л н
2-1 1	の基準日	前1年間に	引き渡した建設	役新築住宅に	ついて	
						建設新築住宅又は
	令第3条第	第1項に規定	官する建設新築	住宅を除く。)の戸数	
					1	
(2)					以下の建設新築住	宅(令第3条第1項に
	規定す	る 建設 新乳	度住宅を除く。)の戸数		
					D	
	②法第3多	条第3項の第	*定特例適用後	の戸数(ロ×	0.5)	<u>.</u>
					^	
(2)	1) A 100 1	な. 你! 1 TW ! ァ +	日本ナス神の女	E部分少 (スカ	中では一	令第2条に定める面
(3)			死圧りる建設* 疫住宅を除く。		が、囲倒のつい計が	カ第2米に止める囲
					=	
	の今篇った	K 笛の百の音	*定特例適用後	の日粉		
			¥足特別週用後 された2以上の		令第3条第2項	令第3条第2項
			り合計に対する		の算定特例適	
者の建設	瑕疵負担	割合の割合	ì		用前の戸数	用後の戸数
—						+
				1		1
				合計戸数	=	ホ

	投新築住宅である			
				_
法第3条第3項 法第3条第3項 及び令第3条第 及び令第3条第	上の建設業者そ	3項及び令第3条第2 に記載された2以上 担割合の合計に対す	第1項の書面	令第3条第
2項の算定特例 2項の算定特例 適用前の戸数 適用後の戸数) O HINNEIUM		限疵負担割	
۱	合計戸数			
3建設新築住宅の合計戸数 + ト= チ	定の基礎となる種 イ+ハ+ホ+	・・直担保保証金の算定	住宅建設瑕績	(5) 住
航担保保証金の算定の基礎となる建 額			の基準日前 「築住宅の合	
リの基準額	能担保保証金の基	おける住宅建設瑕疵	の基準日に	2-3 10
供託番号 供託金額	供託年月日	名 世	2銭の供託 供 託 所	
				-
(하) 포				
· 券面額 券面額計 割合 供託価額		皆国債を除く。)の信 共託 名称 回記号	価証券(振 供 託 年 年月日	2-5 有f 供託所名
PARTIES NATIONAL PARTIES		田方 二二 三元5	平月日 1	ww./I-H
(計) (計)ル				
V 1 V 1				
gp 152 III. ov 170 den	##-24-W-1		₹ を を を を を を を を を を を を を	
銘 柄 供託価額	供託番号	·託 供託年月日		2—6 振
銘 柄 供託価額	供託番号			
銘 柄 供託価額	供託番号			
(計)ヲ	範担保保証金の合		所 名	供託
(計) ヲ)合計額 自契約に基づき発注者に引き渡した。 環境担保責任保険契約を締結し、保	競担保保証金の合 ヌ+ル+ヲ= 建設工事の請負も た人と住宅建設瑕	供託年月日 記ける住宅建設瑕績 に住宅を新築する長 景紙担保責任保険法	所 名 の基準日に は日前1年間 うち、住宅項	供託 2-7 1の 3 1の基準 集住宅のう
(計) ヲ つ合計額 自契約に基づき発注者に引き渡した第 環境担保責任保険契約を締結し、保験	競担保保証金の合 ヌ+ル+ヲ= 建設工事の請負も た人と住宅建設瑕	供託年月日 おける住宅建設取棄 に住宅を新築する長 を責任保険法 るべき書面を発注名	所 名 の基準日に は日前1年間 うち、住宅項	供託 2-7 1の 3 1の基準 築住宅のう 証券又はこ
(計) ヲ の合計額 自契約に基づき発注者に引き渡した 環境担保責任保険契約を締結し、保 衛生宅について	競担保保証金の合 ヌ+ル+ヲ= 建設工事の請負も た人と住宅建設瑕	供託年月日 おける住宅建設取棄 に住宅を新築する長 を責任保険法 るべき書面を発注名	所 名 の基準日に 自日前1年間前5 ち、住宅形で代わ これに代わ	供託 2-7 1の 3 1の基準 築住宅のう 証券又はこ
(計) ヲ の合計額 自契約に基づき発注者に引き渡した 環境担保責任保険契約を締結し、保 衛生宅について	競担保保証金の合 ヌ+ル+ヲ= 建設工事の請負も た人と住宅建設瑕	供託年月日 おける住宅建設取棄 に住宅を新築する長 を責任保険法 るべき書面を発注名	所 名 の基準日に 自日前1年間前5 ち、住宅形で代わ これに代わ	供託 2—7 1の 3 1の基準 築住宅のう 証券又はこ
(計) ヲ (計) ヲ (計) ヲ (計) ヲ (計) ヲ (対) ヲ (対) ヲ (対) カー (対) カー (対) カー (対) カー (対) ア (対)	底担保保証金の合 ス+ル+ヲ= 建設工事の請負も た人と住宅建設報 者に交付した新葉 合計戸数	供託年月日 おける住宅建設報報 に住宅を新築する号 に住宅を新築する号 を連担保責任保険法 るべき書面を発注者	所 名 の基準日に の基準日に になった。 において において になった。 は保責任保証	供託 2-7 10 3 1の基準 築住宅のう 証券又はこ 住宅瑕疵技
(計) ヲ (計) ヲ (計) ヲ (計) ヲ (計) ヲ (計) ヲ (対) カ (底担保保証金の合 ス+ル+ヲ= 建設工事の請負も た人と住宅建設報 者に交付した新葉 合計戸数	供託年月日 おける住宅建設報報 に住宅を新築する号 に住宅を新築する号 を連担保責任保険法 るべき書面を発注者	所 名 の基準日に: 自日前1年間前5 ち、住宅取ったに代われて代われて代われて代われて代われて代われて代われて日保責任保証	供託 2-7 10 3 1の基準 築住宅のう 証券又はこ 住宅瑕疵技
(計) ヲ 合計額 自契約に基づき発注者に引き渡した ア敷独保保養性のので 戸敷 (能担保保証金の合 ヌ+ル+ヲ= 嫌設工事の請負も た人と住宅建設取 合計戸数 建設工事の請負も を放工事の請負も を対した新羅 を対した新羅 を対した新羅	供託年月日 Rit ろ住宅建設環鎖 に住宅を新築する見 に住宅を新築する最 強法人名 に住宅を新築する場 強法人名	所 名 の基準日に: の基準日に: のも1年間等うち、住宅わ これに代わ に任保 を自由前1年間 を合計戸数 建設新築住	供託 2-7 1σ 3 1の基準 条住宅のう 証券又はこ 住宅瑕疵 指 4 1の基準 条住宅の合 注1 「対
(計) ヲ 合計額 自契約に基づき発注者に引き渡した 環境担保責任保険契約を締結し、保 液性化について 戸数 (新担保保証金の合 ヌ+ル+フ= 建設工事の請負約 た人と住宅建設取 を持た人と住宅建設取 建設工事の請負約 建設工事の請負約 建設工事の請負約 建設工事の請負約 建設工事の請負約 で対した新学 は以上、「対した が高条第1項に規定する では、対した。 がある。 では、対した。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	供託年月日 おける住宅建設環境 に住宅を新築する長 変換担保責任保険法 るべき書面を発注者 後法人名 に住宅を新築する長 後法人名	所名 の基準目に、 自日前1年間明 のまず日に、 自日前1年間の 自日前1日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前	供託 2-7 1の 3 1の基準 築住宅のう 証券又は、 住宅取疵指 4 1の基準 条住宅の合 注1 「種類 注2 「種注2 「種注2 「種注2 「種注2 「種注2 「表達2 による」と には、
(計) ヲ)合計額 無疑担保責任保険契約を締結し、保理・ を養住客について 「数 「会 「会 「会 「会 」 「会 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	厳担保保証金の合 ヌ+ル+ヲ= 建設工事の請負も た人と住宅建設取 を持した新筆 合計戸数 建設工事の請負も 金部2項に規定する 第3条第1項に規定 サで記載するもの 110年間に届け出:	供託年月日 おける住宅建設取扱 に住宅を新築する長 に住宅を新築する長 を持た保険法 のべき書面を発注者 とは、法第3条第 とは、法第3条第 とは、公司の再数の上げ のの基準日前 の基準日前 の基準日前 の基準日前	所 名 D基準日に: 14日前1年間等うち、住宅部のこれに代わい。 14日前1年間数 新報金負債のでは、103の2人、計画数 113の2の人、計画数 113の2の人の合を記述された。	供 託 2-7 1の 3 1の基準 繁任宅のうご 住宅瑕疵指 集住宅のうご 住宅現疵指 第住宅の合 注1 「類類 注2 「対 注2 によ によ ここと たも
(計) ヲ 合計額 自契約に基づき発注者に引き 契数 担保 責任保険契約を締結 産性でについて 戸数 「力数 「力数 「力数 「力数 「力数 「力数 「力数	無担保保証金の合 ヌナルナラ= 建設工事の請負表 た人と住宅建設取事 を持入と住宅建設取事 を対した新学 を対したあが、 はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるもの はいるを対した を対し を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した をが をが をが をが をが をが をが をが をが をが	供託年月日 おける住宅建設環鎖 に住宅を新築する影響を発達性保険法 のべき書面を発注者 検法人名 に住宅を新築する場合 をは、治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所 名 D基準日に D基準日に D基準日に Dまず日に Dま	供託 2-7 1の 3 1の基準 築住宅のう 証券 7 1の 4 1の基準 条住宅の合 注注 「頻頻」 注注 2 「減 5 2ー。 注注 2 2ー。 注注 5 2ー。 注注 5 3の 3の 3

(A4)

# F	旦の-	- 株士	(禁工	条関係)

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表
(第一面)

届出時の許可番号 商号又は名称 基準日 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

1 住宅建設瑕疵担保保証金の供託の対象とすべき新築住宅について

								基準日前1年	F間に発注者	た引き渡し	た建設新築	住宅の戸数			4項に規定で 合が記載され	
2 3		建設工事の	工事現場の所在地	号、名称又	引渡日	住のの令に面の築は条にる築除(面計2め以設宅第1定設宅)を積建住令第規建住くを積が条る下新又3項す新を)	積が条る下住第項す新をのの令に面の宅3条にる築除戸合第定積新(条規建住く数計2め以築令第1定設宅)	第3項の 算定特例 適用後の 戸数(ア	第規建住のの令に面の築除の項す新(面計2め以設宅。数で積建住く戸にる築そ積が条る下新を)		第2項特後 算適戸 ※建負担 が 変換担割	積が条る下新でて令第規建住る戸の令に面の築あか第1定設宅も数計2め以設宅つ、条にる築あの	第3 令第算適 戸 × の例の (× ・ 変換 を 変換	許可番号	称又は氏	建設瑕疵負担割合
3	1															
	2															
4	3															
	4															

- 注1「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。 注2「建設瑕疵負担割合」とは、今策3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。 注3「合計」の欄は、各列の戸数の合計を記載するものとし、各面が複数頁にわたる場合には各面の最終頁に記載するものとする。

(第二面)

2 住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅について

整理番号	請け負った建設 工事の名称	工事現場の所在地	発注者の商号、 名称又は氏名	引渡日	基準日前1年間に新築住宅を新築する 建設工事の請負契約に基づき発注者に 引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵 担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保 責任保険契約を締結し、保険証券又は これに代わるべき書面を発注者に交付 した新築住宅の戸数	住宅瑕疵担保責任保険法人名
1						
2						
3						
4						

注「合計」の欄は、各面が複数頁にわたる場合には各面の最終頁に記載するものとする。

(A4)

届出地の許可養や 商号とは名称 郵便番号 主たる事務所の所在地 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 電話動き ファクシミリ番号 海道開発局長 殿 知事 記 直前の基準日における住宅建設限度担保保証金の基準額 (1) 金銭の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 体系金額 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 体系金額 (2) 有価証券(保替国債を除く、)の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 核 柄 供託価額 (3) 振禁国債の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 核 柄 供託価額 (4) 直前の基準日における住宅建設限度担保保証金の合計額 (4) イーナーニ 3 直前の基準日における住宅建設限度担保保証金の基準額に不足する額 (4) 新たに供託した住宅建設限度担保保証金の基準額に不足する額 (4) 新たに供託した住宅建設限度担保保証金の工業額に不足する額 (4) 新たに供託した住宅建設限度担保保証金について (1) 金銭の供託 供 託 所 名 供託年月日 供 託 番 号 供 託 金 (計) 二	険契約の締 年		況につ 月	日					•						
生力を事務所の所在地 氏さ、(法人にあっては、代表者の氏名) 電話番号 ファクシミリ番号 施道開房展験 敷 知事 記 直前の基準日における住宅建設報業担保保証金の基準額 (計)イ (2) 有価証券(接替国債を除く。)の供託 供託 所 名 供託年月日 供託番号 供託金額 集託所名 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 供託金額 (計)イ (3) 振替国債の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 終 柄 供託価額 (計) (計) 口 (3) 極時国債を除く。)の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 終 柄 供託価額 (計) 口 (3) 極時国債を除く。)の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 終 柄 供託価額 (計) 口 (3) 極時国債を除く。)の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 終 柄 供託価額 (計) ハ (4) 直前の基準日における住宅建設報業担保保証金の合計額 イ 十 ロ + ハーニ 3 直前の基準日における住宅建設報業担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設報業担保保証金について (1) 金銭の供託 供 託 所 名 供託年月日 供 託 番号 供 託 金				Ī	商号》	ては名		7							
電話番号 ファクシミリ番号 地方整傷副長 殿 知事 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 全銭の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 供託金額 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 供託金額 (計) イ (2) 有価証券(振替国債を除く、)の供託 供託所名 年月日 番号 名称 回記号 番号 枚数 券面額 券面額計 割合 供託価額 年月日 番号 名称 回記号 番号 枚数 券面額 券面額計 割合 供託価額 (計) ロ (所の原	斤在地							
地方整備形長 殿 知事 記 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額 (計) イ (注) イ (注) イ (注) イ (注) イ (注) ク							にあっ	ては、	代表	者の	氏名)				
海道開発局長 殿	地士軟借品	E.					リ番号	3. 7							
記 直前の基準日における住宅建設聚集担保保証金の基準額	海道開発局	長	殿												
直前の基準日において供託していた住宅建設聚棄担保保証金について (1) 金銭の供託 (注) イ (注)	和	195-					話								
(また 所 名 供託年月日 供託番号 供託金額 (計)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注	直前の基準	当日にお	らける化	主宅建	設瑕	疵担	保保証	金の基	準額		Г				
(また 所 名 供託年月日 供託番号 供託金額 (計)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注)イ (注									- ((L				
(2) 有価証券(服替国債を除く。)の供託 株託所名 供託 供託 条系 回記号 番号 枚数 券面額 券面額計 割合 供託価額 年月日 番号 格 回記号 番号 枚数 券面額 券面額計 割合 供託価額 供託 所 名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 (計)ハ(4) 直前の基準日における住宅建設取棄担保保証金の合計額 イーローハニ 3 直前の基準日における住宅建設取棄担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設取棄担保保証金について (1) 金銭の供託 供託 所 名 供託年月日 供託 番号 供託 金 供託 所 名 供託年月日 供託 番号 供託 金 (計)ニ (計)ニ (注)ニ (注) 有価証券(振替国債を除く。)の供託			311771	共託し	てい	た住	毛雄設	埃紙技	1保保	証金	につい	1.5			
(3) 振替国債の供託 供託所名 供託 供託 名称 回記号 番号 枚数 券面額計 割合 供託価額 年月日 番号 名称 回記号 番号 枚数 券面額計 割合 供託価額 供託 所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 供託 所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 イナロナハニ 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の各計額 イナロナハニ 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託 金 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託金 会 正 の ま 本 の は 本 に の は い に い に い に の は い に い に い に い に い に い に い に い に い に い	供	託克	折 名			供	託年月	日	供	託番	:号		供	託金額	į
(3) 振替国債の供託 供託所名 供託 供託 名称 回記号 番号 枚数 券面額計 割合 供託価額 年月日 番号 名称 回記号 番号 枚数 券面額計 割合 供託価額 供託 所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 供託 所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 イナロナハニ 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の各計額 イナロナハニ 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託 金 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託金 会 正 の ま 本 の は 本 に の は い に い に い に の は い に い に い に い に い に い に い に い に い に い															
(3) 振替国債の供託 供託所名 供託 供託 名称 回記号 番号 枚数 券面額計 割合 供託価額 年月日 番号 名称 回記号 番号 枚数 券面額計 割合 供託価額 供託 所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 供託 所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 イナロナハニ 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の各計額 イナロナハニ 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託 金 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託金 会 正 の ま 本 の は 本 に の は い に い に い に の は い に い に い に い に い に い に い に い に い に い															
(3) 振替国債の供託 供託所名 供託 供託 名称 回記号 番号 枚数 券面額計 割合 供託価額 年月日 番号 名称 回記号 番号 枚数 券面額計 割合 供託価額 供託 所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 供託 所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価額 イナロナハニ 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の各計額 イナロナハニ 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託 金 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託金 会 正 の ま 本 の は 本 に の は い に い に い に の は い に い に い に い に い に い に い に い に い に い															
供託所名 供託 供託 保託 名称 回記号 番号 枚数 券面額 券面額計 割合 供託価額 (計) 口 (1) 企數の供託 (計) 口 (計) 口 (1) 企數の供託 (計) 口 (1) 口 (1					_	_	_		_	_		(計)イ		
(計)	(2) 有価部	E券(振	替国債	を除	<。)	の供	Æ	. '							
(3) 振替国債の供託 (共 託 所 名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価 (共 託 所 名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価 (計)ハ (4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額 (イ+ロ+ハ= 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 (計)・ハ (1) 金銭の供託 (計)・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	共託所名 伊	も モ月日	供託 番号	名称	· 🗊	記号	番号	枚数	券回	面額	券面	額計	割合	供書	七価額
(3) 振替国債の供託 (供 託 所 名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価 (計)ハ (4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額 (イ+ロ+ハ= 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 (供 託 所 名 供託年月日 供 託 番 号 供 託 金 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託															
(3) 振替国債の供託 (供 託 所 名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価 (計)ハ (4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額 (イ+ロ+ハ= 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 (供 託 所 名 供託年月日 供 託 番 号 供 託 金 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託															
(3) 振替国債の供託 (供 託 所 名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価 (計)ハ (4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額 (イ+ロ+ハ= 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 (供 託 所 名 供託年月日 供 託 番 号 供 託 金 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託															
供託所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価 (計)ハ (4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額 (イ+ロ+ハ= 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 (株託 所名 供託年月日 供託番号 供託金 金 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託金	$\overline{}$				+			/	1	7	(#)	/	(1	+) 口
供託所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価 (計)ハ (4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額 (イ+ロ+ハ= 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 (株託 所名 供託年月日 供託番号 供託金 金 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託金			<i></i>	/			V	<i>V</i>					_		
供託所名 供託年月日 供託番号 銘 柄 供託価 (計)ハ (4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額 (イ+ロ+ハ= 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 (株託 所名 供託年月日 供託番号 供託金 金 供託 所名 供託年月日 供託番号 供託金															
(4) 直前の基準日における住宅建設現鉱担保保証金の合計額															
(4) 直前の基準日における住宅建設現鉱担保保証金の合計額					託年	月日		供託番	:号	ĝi	ý		柄	(J	柒託価 看
(4) 直前の基準日における住宅建設現鉱担保保証金の合計額					託年	月日		供託番	号	ĝ	ž	3	柄	⊕ ⊕	非託価者
(4) 直前の基準日における住宅建設現鉱担保保証金の合計額					託年	月日		供託番	무	ĝ	Ŷ	1	柄	(J	注託価客
イナロナハ= 3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 供託 所 名 供託年月日 供託 番 号 供 託 金 供 託 所 名 供託年月日 供 託 番 号 供 託 金 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (計)ニ (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4					託年	月日		供託番	罗	ŝ	Ž	;	柄		
3 直前の基準目における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 供 託 所 名 供託年月日 供 託 番 号 供 託 金 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (計)ニ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託	供託	所	名	供								;	柄		
(1) 金銭の供託	供託	所	名	供			設瑕組	担保保	采証金			;	柄		
(1) 金銭の供託	(4) 直	直前の書	名 基準日	供におけ	ける住	:宅建	設瑕疵イ	担保()		の合	計額				
(計)二 (注) 有価証券(振替国債を除く。) の供託 (注) (計) 二 (注)	(4) 直	直前の書	名 基準日	供におけ	ける住	:宅建	設瑕疵イ	担保()		の合	計額				
(計) 二 (2) 有価証券(振替国債を除く。) の供託 (計) 二	供 新 (4) ii 3 直前の 4 新たい	直前の基準 に供託し	基準日1におりした住	供におけ	ける住主宅建	:宅建	設瑕組イが無担保	担保(+口+		の合	計額				
(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (3) (4) (4) (4) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	供 新 (4) ii 3 直前の 4 新たい	直前の基準に上供託した。	名 基準日 日にお した住 共託	供とおける付きを建設	ける住主宅建	:宅建	設瑕績イが無担保証金	担保(4) + ロ+ 全保証金(2) につい	R証金 ハニ 全の基	企の合	計額	足する	- S 額	(計)	^
(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (3) (4) (4) (4) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	供 新 (4) ii 3 直前の 4 新たい	直前の基準に上供託した。	名 基準日 日にお した住 共託	供とおける付きを建設	ける住主宅建	:宅建	設瑕績イが無担保証金	担保(4) + ロ+ 全保証金(2) につい	R証金 ハニ 全の基	企の合	計額	足する	- S 額	(計)	^
(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (3) (4) (4) (4) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	供 新 (4) ii 3 直前の 4 新たい	直前の基準に上供託した。	名 基準日 日にお した住 共託	供とおける付きを建設	ける住主宅建	:宅建	設瑕績イが無担保証金	担保(4) + ロ+ 全保証金(2) につい	R証金 ハニ 全の基	企の合	計額	足する	- S 額	(計)	^
(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 (3) (4) (4) (4) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	供 新 (4) ii 3 直前の 4 新たい	直前の基準に上供託した。	名 基準日 日にお した住 共託	供とおける付きを建設	ける住主宅建	:宅建	設瑕績イが無担保証金	担保(4) + ロ+ 全保証金(2) につい	R証金 ハニ 全の基	企の合	計額	足する	- S 額	(計)	^
## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	供 新 (4) ii 3 直前の 4 新たい	直前の基準に上供託した。	名 基準日 日にお した住 共託	供とおける付きを建設	ける住主宅建	:宅建	設瑕績イが無担保証金	担保(4) + ロ+ 全保証金(2) につい	R証金 ハニ 全の基	企の合	計額	足する	5額	(計)	^
年月日 書号 477 1000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	供 計 (4) 正 3 直前の 4 新たに (1) 全	所直前の基準に供託して供託して供託して供託して供託して	名書準日においた住生	供とおける自宅建設	かける住	老建設瑕担保	設取強力イイルの変化を表現しています。	担保化サロナー	R証金 ハニ 全の基	企の合	計額	足する	5額	(計)	^
	供 計 (4) 道 3 直前の 4 新たに (1) 全	京前のま 直前のま 進作 に供託して 供託して 供配に 供価値 供	名	供しておける自宅を建設を発送しています。	かける住生宅建設収益	記電 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表现	設取納イイ統担保保証金供給	・ 日本	R証金の基	供	計額に不見託番	足寸?	5額 (計	(計). 共 託	金
	供 計 (4) 道 3 直前の 4 新たに (1) 全	所のまでは、一直では、一直では、一直では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	名	供しておける自宅を建設を発送しています。	かける住生宅建設収益	記電 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表现	設取納イイ統担保保証金供給	・ 日本	R証金の基	供	計額に不見託番	足寸?	5額 (計	(計). 共 託	金
	供 計 (4) 道 3 直前の 4 新たに (1) 全	所のまでは、一直では、一直では、一直では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	名	供しておける自宅を建設を発送しています。	かける住生宅建設収益	記電 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表现	設取納イイ統担保保証金供給	・ 日本	R証金の基	供	計額に不見託番	足寸?	5額 (計	(計). 共 託	金
(3+)	供 計 (4) 道 3 直前の 4 新たに (1) 全	所のまでは、一直では、一直では、一直では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	名	供しておける自宅を建設を発送しています。	かける住生宅建設収益	記電 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表现	設取納イイ統担保保証金供給	・ 日本	R証金の基	供	計額に不見託番	足寸?	5額 (計	(計). 共 託	金

第二号様式(第六条関係)

のと 主宅建設瑕 基準日		証金の位	DY RUZ				年	£]		日		
2—1 10 (1) ¾	受瑕疵担保 の基準日前 建設新築信 合第3条第:	前1年間に 主宅(そ	に引き の床面	渡し	た建設 の合計:	投新築 が 令等	[2条]	こ定める	面積以	下の	建設新	築住宅
(2)	Dその床面 規定する							以下の類	L	イ 住宅	芒(令第	3条第15
G	②法第3条	第3項の	算定料	侍例:	適用後	の戸	数(口:	× 0. 5)	L	p p		
(3) (D令第3条 積以下の							の床面和	資の合計	へ が	⇒第2条	に定める
令第3条第	②令第3条9							- - - - - - - - - - -	3条第:	二 9 頂	入笛	3条第2
〒明3米州 れぞれの類 者の建設理	建設瑕疵負	担割合	か合語					をの算	3米男 定特例 の戸数		の算	3米第2 定特例 の戸数
						合	計戸数	ξ =			ホ	
(4)	Dその床面 令第3条									住宅	であっ	て、かつ
	12 3710 75	4/1 -共1○	- ATURE S	, 10	~E RX 701	≫cIX:	_ < 0.	ارەن يى	-, 100	_		
令第3条第 れぞれの類	建設瑕疵負	面に記載 負担割合	載され かの合言	た2	以上の	建設	業者そ	法第及び	3条第	第	及び	3条第3 令第3条第3
令第3条第	1項の書記 建設瑕疵負	面に記載 負担割合	載され かの合言	た2	以上の	建設	業者そ	法第 及び 2項 <i>0</i>	3条第: 令第3条	₽.第 - 特例	及び 2項の	令第3条
令第3条第 れぞれの類	1項の書記 建設瑕疵負	面に記載 負担割合	載され かの合言	た2	以上の	建設	業者そ	法第 及び 2項 <i>0</i>	3条第 令第3条 9算定年	₽.第 - 特例	及び 2項の	令第3条)算定特
令第3条第 れぞれの類	1項の書記 建設瑕疵負	面に記載 負担割合	載され かの合言	た2	以上の	建設。当該	業者で建設業	法第び2項の適用	3条第 令第3条 9算定年	₽.第 - 特例	及び 2項の	令第3条)算定特
令第3条第 れぞれの 者の建設す	1項の書記 建設瑕疵負	面に記載 負担割合 削合の割	載され かの合計 川合	た2)	以上の対する	建設当該	業者ぞ建設業	法第び2項の適用	3条第3 令第3約)算定料 前の戸書	e 第 特例 数	及び・2項の適用名	令第3条)算定特
令第3条第 れぞれの 者の建設 明 (5) {	11項の書音 建設瑕疵 設 設 紙 負担 生 生 宅 建 設 来 負 担 生 き 設 発 、 長 紙 も し 担 生 き 、 と も し も と も と も と も と も と も と も と も と も	面に記載 負担割合の割 関金の割	載され かの合計 引合	た2!計に	以上の 対する 算定の イ+	建設当該	業者で業	法及項項用	3条第3 令第3 9 9 第 2 第 の 戸 数	条	及び・2項の 適用名	令第3条の算定特 後の戸数
令第3条第 れぞれの 動者の 建設 (5) { 2-2 16	11項の書間 建設瑕疵 関疵負担書	面に記載 負担割合の割 受疵担保 前10年間	載され かの合言 引合	た2!計に	以上の 対する 算定の イ+	建設当該	業者で業	法及項項用	3条第3 令第3 令第定 第 前の戸	条	及び・2項の 適用名	令第3条の算定特 後の戸数
令第3条第 れぞれの 者の建設 (5) { 2-2 16 新	51項の書面 建設瑕疵負 提統負担書 主宅建設理 の基準日育	面に記載 直担割合の割 最近担保 の割 最近担保 の割 の割 の割 の割 の割 の割 の割 の の の の の の の の の の の の の	載された はなからの合計 は、引に引き、 は、引に引き、 は、引に引き、 は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	た2)計に	以上の 対する 算定の イ+ 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-	建設該合品を基本という。	業建設業	法第び項の 2項用 で 全設新	3条第3 令第3 令第定 第 前の戸	条 第 例	及び・2項の 適用名	令第3条の算定特 後の戸数
令第3条第 れぞれの 者の建設 (5) { 2-2 16 新 2-3 10	11項の書店 建設瑕疵を 展施負担書 主宅建設理 り基準日育 の 築住宅の	面に記載 自担担 利合のの 割 制 制 の 割 の に 記載 担 担 の の の の に に に に に に に に に に に に に	載された はなからの合計 は、引に引き、 は、引に引き、 は、引に引き、 は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	た2)計に	以上の 対する 算定の イ+ 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-	建設該合品を基本という。	業建設業	法第び項の 2項用 で 全設新	3条第3 令第3 令第定 第 前の戸	条 第 例	及び・2項の 適用名	令第3条の算定特 後の戸数
令第3条第 れぞれの 者の建設 (5) を 2-2 16 新 2-3 16	11項の書き 建設現 報告 財 主 主 を建設 で を は に を は に に に の に に に に に に に に に に に に に	面に記載合 自担担のの 要 を を を の の の の の の の の の の の の の	載された はなからの合計 は、引に引き、 は、引に引き、 は、引に引き、 は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	た2)計に	以上の対する 算定の イ+ した自	建設該合品を基本という。	業建設業	法第び項の 2項用 で 全設新	3条第3条第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3章 20 第2	第例 合 定	及び・2項の適用行	令第3条の算定特 後の戸数
令第3条第 れぞれの 者の建設 (5) を 2-2 16 新 2-3 16	計項の書き 連設現場 主宅建設 主宅建設 で 事業 を は を を を を を を を を を を を を を を を を を	面に記載合 自担担のの 要 を を を の の の の の の の の の の の の の	載された はなからの合計 は、引に引き、 は、引に引き、 は、引に引き、 は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	た2)計に	以上の対する 算定の イ+ した自	建設 基 一个主宅建	業建設業	法 法 及 び 2 項 の 適用	3条第3条第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3章 20 第2	第例 合 定	及び・2項の適用行	令第3条等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
令第3条第 れぞれの 者の建設 (5) を 2-2 16 新 2-3 16	計項の書き 連設現場 主宅建設 主宅建設 で 事業 を は を を を を を を を を を を を を を を を を を	面に記載合 自担担のの 要 を を を の の の の の の の の の の の の の	載された はなからの合計 は、引に引き、 は、引に引き、 は、引に引き、 は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	た2)計に	以上の対する 算定の イ+ した自	建設 基 一个主宅建	業建設業	法 法 及 び 2 項 の 適用	3条第3条第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3章 20 第2	第例 合語 定	及び・2項の適用行	令第3条等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
令第3条第4 (5) を 2-2 16 新 2-4 金	計項の書き 連設現場 主宅建設 主宅建設 で 事業 を は を を を を を を を を を を を を を を を を を	面は記割合の 原動 現 銀紙 担 保 年 1 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	載された。 はなの合言 はなの合言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 にないの言言 はないの言言 はないの言言 にない にない にない にない にない にない にない にない にない にない	た2)計に 金の: き渡 建設:	以上のる 算定の イ+・ した自 供語	建設該 合 礎 十 建 保保	業建設業	法 法 及 び 2 項 の 適用	3条第3条第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3令第3章 20 第2	第例 合語 定	及びの2項のの2項のの適用行	令第3条等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
令第3条第4 (5) を 2-2 16 新 2-4 金	51項の書店 建設現紙負担票 主設現紙負担票 主管を建設界 主管を建設界 の基準日に 数の供託 発 供 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	面は割割の割割を担保 (1 年)	載された。 はなの合言 はなの合言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 はないの言言 にないの言言 はないの言言 はないの言言 にない にない にない にない にない にない にない にない にない にない	た21計に 金の き渡 建設:	以上のる 算定の イナー した 付 根紙担 供語 供語	建設該 合 礎 十 建 保保	業建設業	法及び収金 2 適用 は な な 建	3条第3余第3分前の戸土	第例 合語 定 (計画)	及びの2項用イトト トート タン・カー・ トート 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令第3条等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
令第3条第4 令第3条第4 有の建設計 (5) f 2-2 16 新 2-3 10	51項の書金報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	面は配割の 面も担別の の の の の の の の の の の の の の	載された。 被かの合	た21計に 金の き渡 建設:	以上のる 算定の イナー した 付 根紙担 供語 供語	基	業建設業を受ける。	法及び収金 2 適用 は な な 建	3条第3余第3分前の戸土	第例 合語 定 (計画)	及びの2項用イトトナーア数の基礎	金金 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名
令第3条第4 令第3条第4 有の建設計 (5) f 2-2 16 新 2-3 10	51項の書金報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	面は配割の 面も担別の の の の の の の の の の の の の の	載された。 被かの合	た21計に 金の き渡 建設:	以上のる 算定の イナー した 付 根紙担 供語 供語	基	業建設業	法及び収金 2 適用 は な な 建	3条第3余第3分前の戸土	第例 合語 定 (計画)	及びの2項用イトトナーア数の基礎	金 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名

(4) 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

(計)へ

2-6 振替国債の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	銘	柄	供託価額
					(計)ヲ

2-7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新 築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険 証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数	
	合計戸数	

1 の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新 築住宅の合計戸数

- 注1 「練戒新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新発住宅をいう。
 注2 「建設瑕疵負担割合」とは、今第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。
 注3 2—1(3)②及び(4)②の戸敷の記載に当たり、小敷点以下2位未満の端敷が生する場合にあっては、当該端散を切り上げて記載するものとする。
 注2 2—2の参計戸敷は、10金集申目前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
 注5 2—5の割合は、第4条第1項各別に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
 26 3の「保険施券欠はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新発住宅」は「保険施券欠はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新発住宅」は「保険施券欠はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を発注者に提供した新築住宅」を含む。

第三号様式(第九条関係)(平21国交令61・金改、令2国交令38・令2国交令96・一部改正)

(A4)

住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って 弁済を受ける権利を有することについての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。)第6 特別に上の機能は採用した例がが無対した。 (A) 「1/2」にかる。 (A) 「1/

郵便番号 住所 氏名又は名称

(法人にあっては、代表者の氏名)

電話番号

国土交通大臣

53

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 4 法第6条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第6条第1項の報酬返還請求権等の額
- 注1 報酬返還請求権等の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。 注2 本申請申には、注第(今第1 項の現底があること及びその根柢によって損害がよること及びその根柢によるで、2 事前をがまる。
- 告が生したことを取りる書面並びに同衆第2項第3号の映託建設業者が死亡した場合又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる場合に該当することを証する書面を添付すること。

第三号の二様式(第九条関係) (平21国交令51・迫加)

(A 4)

住宅建設瑕疵担保保証金から還付を受ける 損害調査費用についての確認書

氏名又は名称 (法人にあっては、代表者の氏名)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。) 第6 条第2項第3号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 施行規則(以下「施行規則」という。)第9条第8項の規定により、下記のとお り、住宅建設瑕疵担保保証金から還付を受ける損害調査費用について確認した。

国土交通大臣

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 3 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 施行規則第9条第8項の損害調査費用の額

第三号の三様式(第九条関係) (平21国交令51・追加、令2国交令38・一部改正)

住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って 弁済を受ける権利を有することについての確認書

住所

- -- へい 40杯 殿 (法人にあっては、代表者の氏名) 氏名又は名称

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。) 第6 特別生日地域配配体質中の後行りが臨床等に関うる伝達 (A) 「1次」という。第6 条第2項第5の規定により、下記のとおり、住宅建設機能担保保証金について他の債権者に免立って弁済を受ける権利を有することについて確認した。 年 月 日

国土交通大臣

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 3 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 法第6条第1項の報酬返還請求権等の額

```
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。)第6
条第2項第3号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
米地 - 九地 - シンがたーニン・イルに一つ地上に

施行規則等・今の2第 4 項の規定により、国士交通大臣が公示した供託建設業

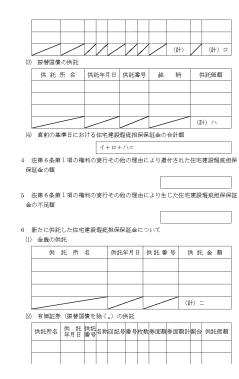
対する法第6条第1項の報酬返還請求権等について、下記のとおり権利の申出をし
     年 月 日
                     郵便番号
                     住所
                     氏名又は名称
                     (法人にあっては、代表者の氏名)
電話番号
国土交通大臣
1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
2 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
3 法第6条第1項の供託建設業者の名称
4 法第6条第1項の瑕疵が判明した日
5 法第6条第1項の報酬返還請求権等の額
 注1 報酬返還請求権等の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。た
  だし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨
及びその理由を記載することができる。
 注2 本申出書には、法第6条第1項の権利を有することを証する書面を添付す
  ること。
第四号様式(第十条関係)(平21国交令51・令2回交令56・一部改正)
      住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書
 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第7条第2項の規定により、
下記のとおり届け出ます。
     年
          月
               届出時の許可番号
                商号又は名称
                郵便番号
                主たる事務所の所在地
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
               電話番号
ファクシミリ番号
 地方整備局長
北海道開発局長
2 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額
3 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について
 (1) 金銭の供託
     供 託 所 名
                 供託年月日 供託番号
                                供託金額
```

(計) イ

(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託所名 供託 供記名称回記号番号枚数券面額券面額計割合 供託価額

第三号の四様式 (第九条の二関係) (平31国文命51・連加、令2 国文令58・令2 国文令58・元章58・令2 国文令58・令2 国文令58・





注 3(2)及び6(2)の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を 記載するものとする。

```
第六号様式(第十二条関係)(今2回交令58・一部改正)
      住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書
 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第9条第2項の規定により、
住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しについて承認を受けたく、下記のとおり申請しま
         月
               申請時の許可番号
               商号又は名称
               郵便番号
主たる事務所の所在地
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
               電話番号ファクシミリ番号
 地方整備局長
北海道開発局長
                   記
月
2 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額
3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額
4 3の基準額を超えることとなった額
             イーロ=
5 取戻しをしようとする住宅建設瑕疵担保保証金について
 (1) 金銭の供託
                供託年月日 供託番号 供託金額
     供託所名
```

第五号様式(第十一条関係) (令2国交令56·一部改正)

り、下記のとおり届け出ます。 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事

> (新) (旧)

(新)

1 主たる事務所の所在地の変更年月日 年 2 主たる事務所の所在地について

住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出書 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第11条の規定によ

> 届出時の許可番号 商号又は名称

> 電話番号 ファクシミリ番号

3 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所及びその所在地について

郵便番号 主たる事務所の所在地 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(2) 有価証券 (振替国債を除く。) の供託



(3) 振替国債の供託

	供	魠	所	名	供託年月日	供託番号	銘	柄	供託価額			
	(計) ホ											
(4)	(4) 取戻しをしようとする住宅建設瑕疵担保保証金の合計額											

ハナニナホ= 注 5(2)の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載する ものとする。

第六号の二様式(第十二条関係) (平21回交令51・追加)

(A 4) 作宅連影環疾担保保証金収更承認書 特定住宅機底担保責任の履行の確保等に関する法律第9条第2項の規定により、 下記のとおり、住宅建設限銀批担保保証金の取戻しを承認する。 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事

住所 氏名又は名称 (法人にあっては、代表者の氏名)

記 1 基準日 年 月 日 2 取戻しを承認する住宅建設瑕疵担保保証金 (1) 金数の供託

供 託 所 名	供託年月日	供 託 番 号	供 託 金 額
			(計) イ
(2) 有価証券 (振替国例	【を除く。)の供託		
CHES CH. ES CHES			

供託 供 訊 供託 名称 回記号 番号 枚数 券面額券面額計 割合 供託価額

(計)口 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 銘 (計) ハ

(4) 取戻しを承認する住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

3 この住宅建設環施担保保証金の取戻しは、次の基準日 (年月日)までに限り、することができる。 在 2 200の割合は、株定年期銀担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則 第 4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

(A4) 険契約 により、下記のとお			F	保保証金の供託	結の状況に	
により、下記のこわ	新1項の規定に	912×K 95	関する伝律病:			ます。
				日届出時の免許	月	年
				商号又は名利 郵便番号		
	の氏名)	代表者の	所の所在地 こあっては、代	主たる事務月 氏名(法人に		
		1424 111 -		電話番号		
			ノ 田 で	ファクシミリ		備局長
					殿	発局長 知事
		B	記月	年		B
	~			ー の供託について こ引き渡した販売		販売瑕疵!
)販売新築住宅又は	る面積以下の則	定める	が令第6条に2	の床面積の合計が	築住宅(そ	販売新
	一級	, <i>)の</i> 戸	対土七を除く。	定する販売新築	に第1項に期	市第7条
老(令第7条第1項に	販売新築住宅	以下の則	定める面積以	↑計が令第6条に3	床面積の台	①そのI
		- 70		集住宅を除く。		
	п		w n=w '	no description for the section	1 1 Ag Anto	@ V
) //	× 0.5)	俊の尸数(ロ×	の算定特例適用後	11余第3項(②法第1
令第6条に定める面		の床面和	新築住宅(その	二規定する販売新	7条第1項に	①令第3
				f築住宅を除く。		
	=		, n=*	After polar fields from to the same	m /g /m	@^-
令第7条第2項	第7条第2項	令第		算定特例適用後 載された2以上の		
	草定特例適	の算	+に対する当	負担割合の合計 瑕疵負担割合の	の販売瑕疵	それぞれの
				20.2.200		
ホ		1	合計戸数			
aproprose _ · · ·	√ ΛB⊏ skx der her-	- 14mbi	久 /- 空山 + 平	≅m∆31.xt∧***	シェルドナギ	(A) •
				棟の合計が令第6% 項に規定する版		
寮住宅であって、か	らものの戸数					
へ 女	5ものの戸数 へ 適用後の戸数	である	反売新築住宅で 条第2項の算定	1項に規定する販 第3項及び令第7条	令第7条第)法第11条第	2
な 第3項 法第11条第 条第 及び令第7 <i>9</i>	道用後の戸数 適用後の戸数 法第11条第3 及び令第7条	である	反売新築住宅で 条第2項の算定 人上の宅地建物 の合計に対する	1項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 記載負担割合の	令第7条第)法第11条第 1項の書面い ぞれの販売	②i 第7条第1 業者それ・
な 第3項 法第11条第 条第 及び令第7条 特例 2項の算定報	らものの戸数 が 適用後の戸数 法第11条第3	である 三特例道 物取 る当	反売新築住宅で 条第2項の算定 人上の宅地建物 の合計に対する	1項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以	令第7条第)法第11条第 1項の書面い ぞれの販売	②i 第7条第1 業者それ・
な 第3項 法第11条第3 条第 及び令第7条 特例 2項の算定特	適用後の戸数 適用後の戸数 法第11条第3 及び令第7条 2項の算定特	である 三特例道 物取 る当	反売新築住宅で 条第2項の算定 人上の宅地建物 の合計に対する	1項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 記載負担割合の	令第7条第)法第11条第 1項の書面い ぞれの販売	②i 第7条第1 業者それ・
な 第3項 法第11条第3 条第 及び令第7条 特例 2項の算定特	適用後の戸数 適用後の戸数 法第11条第3 及び令第7条 2項の算定特	である 三特例道 物取 る当	反売新築住宅で 条第2項の算定 人上の宅地建物 の合計に対する	1項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 記載負担割合の	令第7条第)法第11条第 1項の書面い ぞれの販売	②i 第7条第1 業者それ・
な 第3項 法第11条第3 条第 及び令第7条 特例 2項の算定特	5ものの戸数 企適用後の戸数 法第11条第 及び令第7条 2項の算定特 適用前の戸製	である	反売新築住宅で 条第2項の算定 以上の宅地建料 り合計に対する 別合の割合	1項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 記載負担割合の	令第7条第)法第11条第 1項の書面い ぞれの販売	②i 第7条第1 業者それ・
文 女 第3項 法第11条第 条第 及び令第7章 2項の算定禁 適用後の戸妻	6ものの戸数 「本語」 適用後の戸数 法第11条第: 及び令第7条 2項の算定 適用前の戸業	である 三特例道 物取当 戸数	反売新築住宅で 条第2項の算定 以上の宅地建物 か合計に対す? 剥合の割合	1項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 記載負担割合の	令第7条第 法第11条第 1項の書面1 ぞれの販売 取引業者の	②i 第7条第1 業者それ 宅地建物
次 83項 条第 及び令第7条 を取り 適用後の戸敷 上第11条第 を取り ので第7条 を取り のでのである。 のでのである。 のので。 の。 のので。 。 のので。 のので。 のので。 のので。 。 の。	高用後の戸数 適用後の戸数 法第11条第2 及び今第2 適用前の戸妻 の元数 適用前の戸妻	である 三特例適 一 一 数 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	灰売新楽住宅で 条第2項の算定 以上の宅地建サ か合計に対する 別合の割合 合計デ を を を を を を の を の を の を の を の を の を の の の の の の の の の の の の の	項に規定する版 第3項及び令第7条 こ記載された2以 取取低負担割合の 販売瑕疵負担割 を担保保証金の算	令第7条第 令第7条第 1項の書面 でそれの販引 東引業者の 宅を販売取引業者の	②i 第7条第1 業者それ 宅地建物i
な お3項 条第 み第 みび今第74 海用後の戸4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	高用後の戸数 適用後の戸数 法第11条第2 及び今第2 適用前の戸妻 の元数 適用前の戸妻	である 三特例適 一 一 数 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	灰売新楽住宅で 条第2項の算定 以上の宅地建サ か合計に対する 別合の割合 合計デ を を を を を を の を の を の を の を の を の を の の の の の の の の の の の の の	項に規定する販 53項及び令第7条 こ記載された2以 定職紙負担割 販売瑕疵負担割 に担保保証金の算 (担保保証金の算 (の年間に引き渡し	令第7条第 令第7条第 1項の書面 でそれの販引 東引業者の 宅を販売取引業者の	②i 第7条第1 業者それ 宅地建物 (5) 住:
な お3項 条第 及び今第74 数での第2年 瀬田後の戸ま	ものの戸数 通用後の戸数 上 上 本第14条第条 を 及び令第定執 適用的の戸数 一 へ 元 元 本 の で の で で で の で の で の で の で の で の で の に の の の に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 る 。 る 。 に る る に る る る る る る る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 る 。 。 。 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	である 三特例適 一 一 数 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	灰売新楽住宅で 条第2項の算定 以上の宅地建サ か合計に対する 別合の割合 合計デ を を を を を を の を の を の を の を の を の を の の の の の の の の の の の の の	項に規定する販 53項及び令第7条 こ記載された2以 定職紙負担割 販売瑕疵負担割 に担保保証金の算 (担保保証金の算 (の年間に引き渡し	令第7条第 会第7条第 は第11条第 1項の書面 でれの販引 乗者の までれの販引 業者の まを販売取扱引 業者の 基準目前1	②i 第7条第1 業者それ 宅地建物 (5) 住:
大 数	ものの戸数 直接の戸数 連用後の戸数 及び今節で発 及び今節で料 適用的の戸数 へ へ で 一 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	であるとにおります。	東京新築住宅で 東第2項の算定 大上の宅地建設 の合計に対する計に対する計に対する計に対する。 合計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する	項に規定する販 53項及び令第7条 こ記載された2以 定職紙負担割 販売瑕疵負担割 に担保保証金の算 (担保保証金の算 (の年間に引き渡し	令第7条第 法第11条第 項の書面i ぞれの販売 取り「業者の 全宅販売瑕髪 を宅販売瑕髪 を宅販売瑕髪	② 第7条第1 業著者それ、 宅地建物 (5) 住: —2 1の 新築
大 数	ものの戸数 直接の戸数 連用後の戸数 及び今節で発 及び今節で料 適用的の戸数 へ へ で 一 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	であるとにおります。	東京新築住宅で 東第2項の算定 大上の宅地建設 の合計に対する計に対する計に対する計に対する。 合計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する	項に規定する販 53項及び令第7条 こ記載された2以 電販・企業の 電販・企業の 電販・企業の に担保保証金の算 に担保保証金の算 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	令第7条第 1項の書面は でそれの取引業者の ま準年日前1 条件にま	② 第7条第1 業者それ 宅地建物 (5) 住: -2 1の 新編
次 放 83項 法第11条第年条 条第 及び令第7年 2項の募定年 3項 数 週刊後の戸生 11条第一 2項の募定年 11条第一 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ものの戸数 のの戸数 連用後の戸数 と第11条第2 及び今第7条 と項の算定執 適用前の戸数 の発 を発 を発 を発 を発 を を を を の の の の の の の の の の の の の	でを特例選手なるトー 報告 をの基準	灰光新楽住宅で を第2項の算定 人合計に対する 人の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する	項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 で取紙負担割合の 販売取紙負担割 を担保保証金の算 (0年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売取	令第7条第 11条第 11条第 12中 11条第 22中 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11	(2) 第7条第17条第 2) 第7条第 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
大 数	ものの戸数 直接の戸数 連用後の戸数 及び今節で発 及び今節で料 適用的の戸数 へ へ で 一 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	でを特例選手なるトー 報告 をの基準	東京新築住宅で 東第2項の算定 大上の宅地建設 の合計に対する計に対する計に対する計に対する。 合計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する計に対する	項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 で取紙負担割合の 販売取紙負担割 を担保保証金の算 (0年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売取	令第7条第 1項の書面は でそれの取引業者の ま準年日前1 条件にま	(2) 第7条第17条第 2) 第7条第 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
次 第3項 条第 及び今第78 参例 適用後の戸! ト の合計戸数 算定の基礎となる リ	ものの戸数 のの戸数 連用後の戸数 と第11条第2 及び今第7条 と項の算定執 適用前の戸数 の発 を発 を発 を発 を発 を を を を の の の の の の の の の の の の の	でを特例選手なるトー 報告 をの基準	灰光新楽住宅で を第2項の算定 人合計に対する 人の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する	項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 で取紙負担割合の 販売取紙負担割 を担保保証金の算 (0年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売取	令第7条第 11条第 11条第 12中 11条第 22中 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11	(2) 第7条第17条第 2) 第7条第 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
次 第3項 条第 及び今第75 参明 週間後の戸ま 上 の合計戸数 第定の基礎となる リ	ものの戸数 のの戸数 連用後の戸数 と第11条第2 及び今第7条 と項の算定執 適用前の戸数 の発 を発 を発 を発 を発 を を を を の の の の の の の の の の の の の	でを特例選手なるトー 報告 をの基準	灰光新楽住宅で を第2項の算定 人合計に対する 人の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する	項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 で取紙負担割合の 販売取紙負担割 を担保保証金の算 (0年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売取	令第7条第 11条第 11条第 12中 11条第 22中 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11	(2) 第7条第1 第7条第 2 2 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1
次 大	ものの戸数 上第11条字 及び今第7条 及び今第7条 次売新築住宅の 一 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷	でを特例選手なるトー 報告 をの基準	灰光新楽住宅で を第2項の算定 人合計に対する 人の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する 、の一方に対する	項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 で取紙負担割合の 販売取紙負担割 を担保保証金の算 (0年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売取	令第7条第 11条第 11条第 12中 11条第 22中 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11条 11	(2) 第7条第1 第7条第 2 2 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1
次 放 83項 法第11条第年条 条第 及び令第7年 2項の募定年 3項 数 週刊後の戸生 11条第一 2項の募定年 11条第一 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ものの戸数 上第11条字 及び今第7条 及び今第7条 次売新築住宅の 一 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷	でを特例選手なるトー 報告 をの基準	灰光新楽住宅で を第2項の算定 人合計に対す。 人ので、 、ので、 、 、ので、	項に規定する販 第3項及び令第7条 こ記載された2以 で取紙負担割合の 販売取紙負担割 を担保保証金の算 (0年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売取	令第7条第 令第7条第 計法第11条第 12項の書版 12ぞれの販者の 12ぞれの販者の 12ぞれの販者の 13を 14年宅の 15年宅 15年宅 15年宅 15年宅 15年宅 15年宅 15年宅 15年宅	(2) (2) (3) (4) (5) 住 (5) 住 (5) 住 (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9
次 放 83項 法第11条第 7 条第 9 及び今第78 4 9 級 2項の 算定計 適用後の戸計 1 ト の合計戸数 9 算定の基礎となる リ (計) ヌ	ものの戸数 上第11条字 及び今第7条 及び今第7条 次売新築住宅の 一 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷 2項前額の戸敷	でを特別の かんしゅう をおり ない 大田 ない たい かい たい かい たい かい たい かい たい たい たい たい たい たい かい たい	東発解条件をで を第2項の算定 人合計に対す 人 人 人 人 人 人 人 人 し 人 し し し し し し し し し し し し し	項に規定する販 項及び令第7条 こ記載された2以 正報監負担割合の服販売瑕疵負担割 に担保保証金の算 の年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売瑕 名	令第7条第 第 1 条 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	② (2) 第第7条第17条第2条 第7条第2条 第7条第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条
次 83項 法第11条第7条等 及び令第7条 8	ものの戸数 適用後の戸数 と第11条第2 及び今第2年 通用前の戸妻 の発生 を発生をの が一条 を発生をの が一条 を発生をの が一条 を発生をの が一条 が一条 を発生をの が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条	でを特別の かんしゅう をおり ない 大田 ない たい かい たい かい たい かい たい かい たい たい たい たい たい たい かい たい	東発解条件をで を第2項の算定 人合計に対す 人 人 人 人 人 人 人 人 し 人 し し し し し し し し し し し し し	項に規定する販 項及び令第7条 こ記載された2以 正報監負担割合の服販売瑕疵負担割 に担保保証金の算 の年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売瑕 名	令第7条第 令第7条第 対法第11条第 はでいる。 では、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、」 ないのでは、「ないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	② (2) 第第7条第17条第2条 第7条第2条 第7条第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条
次 放 83項 法第11条第年 及び令第7章 発	ものの戸数 適用後の戸数 と第11条第2 及び今第2年 通用前の戸妻 の発生 を発生をの が一条 を発生をの が一条 を発生をの が一条 を発生をの が一条 が一条 を発生をの が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条	でを特別の かんしゅう をおり ない 大田 ない たい かい たい かい たい かい たい かい たい たい たい たい たい たい かい たい	東発解条件をで を第2項の算定 人合計に対す 人 人 人 人 人 人 人 人 し 人 し し し し し し し し し し し し し	項に規定する販 項及び令第7条 こ記載された2以 正報監負担割合の服販売瑕疵負担割 に担保保証金の算 の年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売瑕 名	令第7条第 第 1 条 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	② (S) 住: (S) 住: (S) 住: (A)
会 第3項 法第11条条第 2項の等は 2項の第2項の第2項の第2項の第2項の第2項の第2項の第2項の第2項の第2項の第	ものの戸数 適用後の戸数 と第11条第2 及び今第2年 通用前の戸妻 の発生 を発生をの が一条 を発生をの が一条 を発生をの が一条 を発生をの が一条 が一条 を発生をの が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条 が一条	でを特別の かんしゅう をおり ない 大田 ない たい かい たい かい たい かい たい かい たい たい たい たい たい たい かい たい	東発解条件をで を第2項の算定 人合計に対す 人 人 人 人 人 人 人 人 し 人 し し し し し し し し し し し し し	項に規定する販 項及び令第7条 こ記載された2以 正報監負担割合の服販売瑕疵負担割 に担保保証金の算 の年間に引き渡し 計戸数 3ける住宅販売瑕 名	令第7条第 第 1 条 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	② (2) 第第7条第17条第2条 第7条第2条 第7条第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条

第七号様式(第十六条関係)

第七号の
村式
(第十六
条関係

(A4)

2-6	振替[国債の供	↓ 部				
供	託所	名	供託年月日	供託番号	銘	柄	供託価額
		_					(計)ヲ
2-7	1の基	準日に	おける住宅販売瑕	疵担保保証金の	合計額		

ヌ+ル+ヲ= 3 1の基準目前1年間に自ら売主となる元買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、 住宅現底担保責任保険法人と住宅販売票無担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに 代わるべき車部を関生にを付け、全新後において

代わるへき書画を貝土に父刊した初楽仕七に	2-7116	
住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数	
	合計戸数	

- 4 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計
- 注1 「販売新築住宅」とは、注第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。 注2 「販売販売負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売販売負担割合をいう。 注3 2—1(3)②及び(4)②の戸板の記載に当たり、小数点以下2位未満の/編数が生ずる場合 にあっては、当路機数を切り上げて記載するものとする。 注4 2—2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合 算して算出したものを記載するものとする。 注5 2—6の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとす る。

- る。 注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅」は「保険証券 又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を買主に提供し た新築住宅」を含む。

第七号の二様式(第十六条関	係)

届出時の免許番号

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表

氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(第一面) 基準日 商号又は名称 年 月

1 住宅販売瑕疵担保保証金の供託の対象とすべき新築住宅について

							基準日前1年間に買主に引き渡した販売新築住宅の戸数								法第11条第4項に規定する書面 に負担の割合が記載された宅地 建物取引業者		
整理番号	販売新築住宅の名称	販売新築住宅の所在地	販売新築住宅の住戸番号	買主の商称を収け	引渡日	販住のの令に面の築は条にる築除戸売宅床合第定積販住令第規売宅、監査・協し、売売宅、数線で積が条る下新又了項す新をの	下の新築 住宅(令 第7条第 1項に規	法第11条 第3項 算 算 に 数 (ア × 0.5)	令1定売宅床合第定積販住く数(第項す新(右請外の)の令に面の築除三(ない)が、のの)ので、ののの令に面の築除戸ので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、ので、ので、ので、ので、の	販売瑕疵 負担割合	令第算適戸×航合 第 3 項特後 完用数 (売担数 販負 担	そ積が条る下新でて令第規販住る戸のの令に面の築あか第1 定売宅も数に合う定積販任の次まが第2 で新でのウになって、条にる築あのウ	販売瑕疵負担割合	法第3項第2項標 第1項第2項標 第1項第2項標 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項	免許番号	商号、名称又は氏名	販売瑕疵負担割合
1																	
2																	
3																	
4																	
					合計												

- 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 「販売新発性での住戸番号」の構は、販売新発性でおけま同性を又は長屋の場合にのみ記載するものとする。 「販売新発性と対は同性を又は長屋の場合にのみ記載するものとする。 「販売瑕疵負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注2 注3
- 「合計」の欄は、各列の戸数の合計を記載するものとし、各面が複数頁にわたる場合には各面の最終頁に記載するものとする。 注4

(第二面)

2 住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅について

整理番号	販売新築住宅の 名称	販売新築住宅の所在地	販売新築住宅 の住戸番号	買主の商号、 名称又は氏名	引渡日	基準日前1年間に自ら売主となる売買 契約に基づき買主に引き渡した新築住 宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人 と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締 結し、保険証券又はこれに代わるべき 書面を買主に交付した新築住宅の戸数	住宅瑕疵担保責任保険法人名
1							
2							
3							
4							

合計

注 「合計」の欄は、各面が複数頁にわたる場合には各面の最終頁に記載するものとする。

第八号様式(第十七条関係)

地方整備局長 北海道開発局長 知事

1 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

2 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)イ
(2) 右価証券(振駄団債を除く)	の供託	-	

供託所名	供 託 年月日	供託 番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
		/	/		/	/		(計)	/	(計)口

供託	Ē	所 名	俳	託年 月	日	1	供託額	昏号	銘	桁	Ħ	供	託価額
			+			\vdash							
			+			\vdash							
	_	_	+		_	╁			-	_	_	(計)	^
		on thinks	117.00	+ 7 IN	ete arr ste	THE of	40.70	mar A				(ar)	^
(4) E	1. Hill 4	の密準に	1111201)の注:	七州人力	$\overline{}$			の合計額				
吉並~	·#-	催口バナエ	21+ Z A	to the second	alie ppo estr			+ハ= タの#	準額に不	日子》	450		
巨用小	/263	TED ICS	21) S):	土七級	7亿4民加	1111×	林祖	並り巻	51年8月10年	たりつ	報		
\$15.7c.17	- 411-1	託した住	h de BES	hs the obs	ta / p. / p.	at A	170	1.17		L			
		の供託	E-出规2	心极地	旦木木	all: St	((-)	V · C					
	供	託店	折 名			供許	£年月	日	供託番	:号		供許	E金額
				_	+		_		_	_	(=1	F)	
(2) +	·/E	tic #6 / 4e=	表表 1911 左右	北心・	100	J#190					(#1	h) =	
	Π.	証券(振	管国慎 供託					Ι.	1.				
共託所名	1	年月日	番号	名称	回記	号	番号	枚数	券面額	券面額	計	割合	供託価額
	T					I							
	Ť												
	t					1							
	+	$\overline{}$				\forall	/			(計)		(計)ホ
(3) 指	を持り	国債の俳	桃	<u> </u>	/			<u> </u>		CH1.		/	
	E		_	、託年 月	1 1	1	供託額	16号	銘	析	有	供	託価額
	/-		+ -	/	-	+		-					
												(\$4)	
(4) **		7.## 3r.1	+. A-12	÷RC≠1	prach:+o	110.10	Tr A		, was			(計)~	^
(4) 兼	デた!	に供託し	た住っ	老販売					額			(計)~	^
					=	+ホ	+^	=		00 T W Add W			
注 20		U ⁴ (2)			=	+ホ	+^	=		頂に対す	計 る		へ 記載するも
注 2(i	2) 及 とす	び4(2) る。	の割合	は、第	15条第	+ホ	:+へ	= ご掲げ	る額面金額		(第	割合を	記載する:
注 2(i の :宅販売 基準F	2)及 とす 瑕疵	: ぴ4(2) ^る。 E担保保	の割合証金の	供託及	ニ 15条第 なび住 ² 年	. + ホ 1項名 老販	:+へ	= ご掲げ	る額面金額 責任保険		(第	割合を	記載する:
注 2(c の 宅販売 基準F 住宅販 2-1	2)及とす 瑕疵	で4(2) る。 E担保保 服疵担係 基準日前	の割合 証金の 保証領 1年間	は、第 ・供託及 金の供 に引き	ニ 15条第 なび住 [®] 年 に で に で に で に で た に き た り た り た り た り た り た り た う た う た う た う	+ホ 1項 名	・ 十へ トラい 売取組 売新領	三 ご掲げ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る額面金額 責任保険も	契約の終	(第 帝結	割合を 等八号材 の状況	記載する。 様式別紙) について
注 2(の 宅販売 基準F 住宅順 2-1	2)及す 暇 売の販	で4(2) る。 担保保 関疵担保 関疵担 売新築信	の割合 証金の 保保証金 1年間 注宅(そ	は、第 供託及 金の供記 に引き	ニ 15条第 び住3 年 にした 証積の	+ホ 1項名 を販う に販う合計:	+へ 各号に 売取組 売新分割	三 に掲げ ・ ・ ・ に担保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る額面金額 責任保険割 について こ定める記	関約の組織を	(第 帝結	割合を 等八号材 の状況	記載する。 様式別紙) について
注 2(の 宅販売 基準F 住宅順 2-1	2)及す 暇 売の販	で4(2) る。 担保保 関疵担保 関疵担 売新築信	の割合 証金の 保保証金 1年間 注宅(そ	は、第 供託及 金の供記 に引き	ニ 15条第 び住3 年 にした 証積の	+ホ 1項名 を販う に販う合計:	+へ 各号に 売取組 売新分割	三 に掲げ ・ ・ ・ に担保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る額面金額 責任保険も	現約の約 面積以「 数	(第 審結 Fの)	割合を 等八号材 の状況	記載する。 様式別紙) について
注 2(i の 宅販売 基準F 住宅順 2—1 (1)	2)及す 暇 売 元 版 令 (で4(2) る。 担保保 程疵担保 軽疵担 を 事 変 等 7条第	の割合 証金の 保保証付 1年間 主宅(そ 1項に 対	は、第 供託及 金の供記 に引き の床可 見定す	ニ 15条第 び住** 年にした 証 譲 で 年 で 日 で 最 で 最 で 最 で 最 で 最 で 最 で 最 で 最 で 最	・ + ホ 1 項 名 を 取 が て を 取 が た 下 が 条 新 築	+へ 各号に 売 明 新 余 作 宅	三 掲げ 送担保 等 6 条 6 条 6 を 除 く	る額面金額 責任保険。 について に定める。 。)の戸着	契約の組 可積以「 改	(第 締結: Fの!	割合を 等八号柱 の状況 販売新	記載する。 兼式別紙) について 築住宅又に
注 2(c の 宅販売 基準F 住宅販 2-1	2)及す 環境元 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	で4(2) る。 担保保 程疵担保 軽疵担 を 事 変 等 7条第	の割合 証金の 保保証金 前1年間 主宅(そ 1項に対	は、第二世紀及の供託及の供記の保証の保証の定す。	ニ (び住*) 年にした (証積の) 令第6	+ホ 11項行 21項行 21項行 21項行 21項行 21項行 21項行 21項行	+ へ 各号 に 売 別	三	る額面金額 責任保険。 について に定める。 。)の戸着	契約の組 可積以「 改	(第 締結: Fの!	割合を 等八号柱 の状況 販売新	記載する。
注 2(i の 宅販売 基準F 住宅順 2—1 (1)	2)及す 環境元 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(び4(2)) でる。 毛担保保 暖疵担日前 売新築信 第7条第	の割合 証金の 保保証金 前1年間 主宅(そ 1項に対	は、第二世紀及の供託及の供記の保証の保証の定す。	ニ (び住*) 年にした (証積の) 令第6	+ホ 11項行 21項行 21項行 21項行 21項行 21項行 21項行 21項行	+ へ 各号 に 売 別	三	る額面金額 責任保険。 について に定める。 。)の戸着	契約の組 可積以「 改	(第結を)	割合を 等八号柱 の状況 販売新	記載する:
注 2(i の 宅実販売 基準F 住宅順 2—1 (1)	2) 及す 職 売の販令 ① リ	(び4(2)) でる。 毛担保保 暖疵担日前 売新築信 第7条第	の割合 証金の 保保証領 主宅(そ) はては 面積の るい に対	は、第 供託及 金の供 にの床 での床 見定す 合計が 合計が	ニ 条第 で 年 で 年 に 渡 積 販売 令 を を を 条 第 6 除	+ホ項名を取りて別計築をく。	+ へ 各 号 に 売 が 住 定 か ア	= に掲げげ、日本担保日本に発生を含まる事を除るる事を	る額面金額 責任保険部 についてこ定める B ここをめる B ここをめる B について にこだめる B にこがの にこだめる B にこがの にこがの にこがの にこがの にこがの にこがの にこがの にこがの	記積以 記積以 対 名 売新築	(第結を)	割合を 等八号柱 の状況 販売新	記載する。
注 2(i の 宅実販売 基準F 住宅順 2—1 (1)	2) 及す 職 売の販令 ① リ	で4(2) る。 話担保保 競進担保保 職選申 職業 第7条第 その床 ほ	の割合 証金の 保保証領 主宅(そ) はては 面積の るい に対	は、第 供託及 金の供 にの床 での床 見定す 合計が 合計が	ニ 条第 で 年 で 年 に 渡 積 販売 令 を を を 条 第 6 除	+ホ項名を取りて別計築をく。	+ へ 各 号 に 売 が 住 定 か ア	= に掲げげ、日本担保日本に発生を含まる事を除るる事を	る額面金額 責任保険部 についてこ定める B ここをめる B ここをめる B について にこだめる B にこがの にこだめる B にこがの にこがの にこがの にこがの にこがの にこがの にこがの にこがの	記積以 記積以 対 名 売新築	(第結下の)	割合を 等八号柱 の状況 販売新	記載する。
注 2(i の 宅実販売 基準F 住宅順 2—1 (1)	2)及す 職 売り取令 ① す ② ①	マび4(2)・る。 担保保 服塞単新条第 その床 そり では では では では では では では では では では	の割合 配金の 配金の 保保証金の 保保証金 原保証金 原保証金 原子 1 項 に の 原 売 3 項 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1	供託及の供託及の供託及の供います。 はこの原です。 合新築住宅の算定 に規定で	三 15条第 で 年 で 年 で 年 で 1 で 年 に 渡 積 板 駅 東 常 6 年 を 年 年 の 月 駅 明 日 駅 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	+ ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト	= 指げげ 係住条に 係事を除る るる数 (ロース・) でんして でん でんして でん でん でん でん でん でん でん で	る額面金額 責任保険! について 同 にこ定める。) の戸 以下の販	記積以 記積以 大 売新築	(第締結・下の)	割合を	記載する。
注 2(: の :宅販準F 住宅駅 2-1 (1)	2)及す 職 売り取令 ① す ② ①	び4(2)・る。 括担保保保 展基世等集第 その床する そり戻する。 を第11条 全第7条	の割合 配金の 配金の 保保証金の 保保証金 原保証金 原保証金 原子 1 項 に の 原 売 3 項 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1	供託及の供託及の供託及の供います。 はこの原です。 合新築住宅の算定 に規定で	三 15条第 で 年 で 年 で 年 で 1 で 年 に 渡 積 板 駅 東 常 6 年 を 年 年 の 月 駅 明 日 駅 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	+ ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト	= 指げげ 係住条に 係事を除る るる数 (ロース・) でんして でん でんして でん でん でん でん でん でん でん で	る額面金額 責任保険! について 同 にこ定める。) の戸 以下の販	記積以 記積以 大 売新築	(第結下の) (住宅	割合を	記載する。 兼式別紙) について 築住宅又に 7条第1項に
注 2(: の :宅販準F 住宅駅 2-1 (1)	2) 及す 職 売り (1) ・ (2) (1) **	び4(2)・る。 括担保保保 展基世等集第 その床する そり戻する。 を第11条 全第7条	の割合の 証 保 年年(では、	供託及供記を 会にのの定す 会のである。 会のである。 会のである。 会のである。 会のである。 ののでは、 のでは、	ニ 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 日本 15条第 16条第 16条第 16条第 16条第 16条第 16条第 16条第 16	+ 本項名 を いた合新 条く	:+ 各 売月 売が住 定) 後 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条	三	る額面金額 責任保険! について 同 にこ定める。) の戸 以下の販	取りの利用を の合計	(第結下の) (住宅	割合を	記載する。 兼式別紙) について 築住宅又に 7条第1項に
注 2(c)	2)及す 職 売い (1) (2) (1) (2) 第1:	はなく(2)。 注担 假基準新条節 の成す 第四の の原のの の第四のの の の の の の の の の の の の の	の割合 金 証 保 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日	は、第一条 は、 集には、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生	ニ 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 1	+ 中項 をいた合新 条く 窗 売く 用上合 の計算 に の 用・ の の 計算 に の お の か の か の 計算 に の に の 計算 に の に の 計算 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	+ 各 売月 売が住 定)の 多 築 乗の 戸 地対	三 掲げ 保日 に条 は (自身を) と (自身を) と (自身を) と (ものなり) と	る額面金額面金額面金額面金額面金額面金額面金額面金額面金額面金額面金額面金額面金額	双教的の彩 (本)	(第結 下の) (住宅 エ 、 が今 ニ 項	割合を (令第一条) (令第一条	記載する。 兼式別紙) について 築住宅又に 7条第1項に
注 2(c)	2)及す 職 売い (1) (2) (1) (2) 第1:	はなく(2)。 注担 假基準新条節 の成す 第四の の原のの の第四のの の の の の の の の の の の の の	の割合 金 証 保 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日	は、第一条 は、 集には、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生	ニ 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 1	+ 中項 をいた合新 条く 窗 売く 用上合 の計算 に の 用・ の の 計算 に の お の か の か の 計算 に の に の 計算 に の に の 計算 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	+ 各 売月 売が住 定)の 多 築 乗の 戸 地対	三 掲げ 保日 に条 は (自身を) と (自身を) と (自身を) と (ものなり) と	責任保険計 責任保険計 にご定める戸 以以下の販 な当の原本 を第算	双教的の彩 (本)	(第結 下の) (住宅 エ 、 が今 ニ 項	割合を (令第一条) (令第一条	記載するも 記載するも また別紙) 年本 新工 第年 で マ 7条第1項 に に で の で の で で の で の で に で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の
注 2(c)	2)及す 職 売い (1) (2) (1) (2) 第1:	はなく(2)。 注担 假基準新条節 の成す 第四の の原のの の第四のの の の の の の の の の の の の の	の割合 金 証 保 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日	は、第一条 は、 集には、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生	ニ 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 1	+ 中項 をいた合新 条く 窗 売く 用上合 の計算 に の 用・ の の 計算 に の お の か の か の 計算 に の に の 計算 に の に の 計算 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	+ 各 売月 売が住 定)の 多 築 乗の 戸 地対	三 掲げ 保日 に条 は (自身を) と (自身を) と (自身を) と (ものなり) と	責任保険計 責任保険計 にご定める戸 以以下の販 な当の原本 を第算	双教的の彩 (本)	(第結 下の) (住宅 エ 、 が今 ニ 項	割合を (令第一条) (令第一条	記載するも 記載するも また別紙) 年本 新工 第年 で マ 7条第1項 に に で の で の で で の で の で に で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の
注 2(: の :宅販売 生宅販 (1)	2)及す 職 売い (1) (2) (1) (2) 第1:	はなく(2)。 注担 假基準新条節 の成す 第四の の原のの の第四のの の の の の の の の の の の の の	の割合 金 証 保 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日	は、第一条 は、 集には、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生	ニ 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15条第 年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 1	+ 中項 をいた合新 条く 窗 売く 用上合 の計算 に の 用・ の の 計算 に の お の か の か の 計算 に の に の 計算 に の に の 計算 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	+ 各 売月 売が住 定)の 多 築 乗の 戸 地対	三 掲げ 保日 に条 は (自身を) と (自身を) と (自身を) と (ものなり) と	責任保険計 責任保険計 にご定める戸 以以下の販 な当の原本 を第算	双教的の彩 (本)	(第結 下の) (住宅 エ 、 が今 ニ 項	割合を (令第一条) (令第一条	記載するも 記載するも また別紙) 年本 新工 第年 で マ 7条第1項 に に で の で の で で の で の で に で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の

②法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第7条第 引業者それ 該宅地建物	1ぞれの則	反売瑕疵		第7条 算定特	第例	法第11条第3項 及び令第7条第 2項の算定特例 適用後の戸数						
						合	計戸数	: ^			1	
(5)	主宅販売罪	長疵担 伊	R 保証:	金の	算定	の基礎	となる	販売新築	住宅の	合計	戸数	
					1	+/\+	ホート	=チ				
	り基準日前 築住宅の			き渡	した	住宅販	売瑕疵	E担保保証	E金の乳	草定	の基礎	となる販売
									ļ	J		
2-3 10)基準日に	こおける	5住宅月	仮売	瑕疵:	担保保	証金の	基準額	_			
2-4 金	銭の供託											
1	共 託 戸	折 名			供	託年月	日	供託番号			供託金額	
					_	_	_		_	(#	十) ヌ	
2-5 有	価証券(扱	ē 替国f	青を除・	<. :)の伊	æ						
供託所名	供 託 年月日	供託 番号	名称		記号	番号	枚数	券面額	券面智	貢計	割合	供託価額

2-6 振替国債の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	銘	柄	供託価額
					(計)ヲ
0 0 0 0 1	to the state of th	de las im im ave A	A ski sker		

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ+ル+ヲ=

3 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、 住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに 代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数	
	合計戸数	

4 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計 戸数

(計)

(計)ル

- 注1 「販売新紙住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新餐住宅という。 注2 「販売取銀負担割合」とは、今第7条第1項に規定する販売取銀負担割合をいう。 注3 2—(3)②及び(4)②の戸敷の記載に当たり、小数点以下2位未満の増数が生ずる場合 にあつては、当該増数を切り上げて記載するものとする。 注4 2—2の各計戸数の記載に当ちり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合 算して算出したものを記載するものとする。 注5 2—5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

- た62 2一ついがは1、新13米新1米はから、橋川の毎間出来は、よりる前でも記載するものとする。 ち。 35 7 保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅」は「保険証券 又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を買主に提供した新築住宅」を含む。

```
第九号様式(第二十条関係)(平21国交令51・全改、令2国交令38・令2国交令98・一部改正)
```

住宅販売瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って

弁済を受ける権利を有することについての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。)第14 条第2項第3号の規定により、供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売環 疵担保保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについ て確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 住所 氏名又は名称

(法人にあっては、代表者の氏名)

電話番号

国土交通大臣

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 決第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 4 法第14条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第14条第1項の代金返還請求権等の額
- 注1 代金返還請求権等の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。た だし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨 及びその理由を記載することができる。
- 注2 本申請書には、法第14条第1項の瑕疵があること及びその瑕疵によって損 害が生じたことを証する書面並びに同条第2項第3号の供託宅地建物取引業者 が死亡した場合又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規 則第19条各号に掲げる場合に該当することを証する書面を添付すること。

第九号の二様式(第二十条関係) (平21回交令51・追加)

(A 4)

住宅販売醤疵担保保証金から還付を受ける 損害調査費用についての確認書

住所

氏名又は名称

(法人にあっては、代表者の氏名)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。)第14 条第2項第3号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 施行規則(以下「施行規則」という。)第20条第8項の規定により、下記のとお り、住宅販売瑕疵担保保証金から遺付を受ける損害調査費用について確認した。

年 月 日

国土交通大臣 語

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 施行規則第20条第8項の損害調査費用の額

第九号の三様式(第二十条関係) (平21国交令51・進加、令2国交令38・一部改正)

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って 弁済を受ける権利を有することについての確認書

住所

氏名又は名称

殿

(法人にあっては、代表者の氏名)

特定住宅要底担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。) 第14 条第2項第3号の規定により、下記のとおり、住宅販売環底担保保証金について他 の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについて確認した。

年 月 日

国土交通大臣

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 法第14条第1項の代金返還請求権等の額

第九号の四様式(第二十条の二関係)(平21国交令51・通加、会 2国交令58・会 2国交令58・会 2国交令58・ \rightarrow 62国交会58・ \rightarrow 62国交会58・ \rightarrow 63 (第二十条の二関係))

(A 4)

公示された供託宅地建物取引業者に対する代金返還請求権等についての申出書 特定住宅限底担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。)第14 条据2項第3号の規定に基づく特定住宅限能規保責任の履行の確保等に関する法律 施行規則第20条の2第4項の規定により、国土交通大臣が公示した供託宅地建物取 引表をはする法額14条第1項の代金返還請求権等について、下記のとおり権利の 中出をします。

年 月 日

郵便番号 住所

氏名又は名称

(法人にあっては、代表者の氏名)

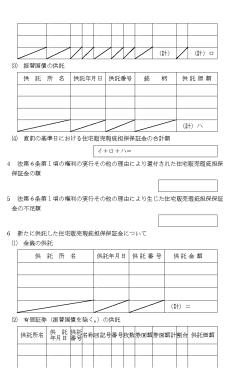
電話番号

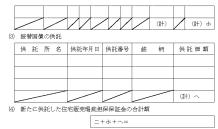
国土交通大臣 殿

記 条第1項の損害を受けた新築住9

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 4 法第14条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第14条第1項の代金返還請求権等の額
- 注1 代金返還請求権等の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を写定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨 及びその理由を記載することができる。
- 注 2 本中出書には、法第14条第1項の権利を有することを証する書面を添付すること。

第十号様式(第二十二条において読み替えて準用する第十条関係) (平21国文会51 ・令2 国文会8・一部改正) 住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準 用する同法第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。 月 日 届出時の免許証番号 商号又は名称 商号文は名称 塞便番号 主たる事務所の所在地 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 電話番号 ファクシミリ番号 地方整備局長 北海道開発局長 知事 1 法第14条第1項の権利の実行により、国土交通大臣から通知書の送付を受けた 2 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額 3 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 供託年月日 供託番号 供託金額 供 託 所 名 (計) イ (2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託 供託所名 供託 供託 供託 供託 医胃石脉回記号番号枚数券面額券面額計割合 供託価額





注 3(2)及び6(2)の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を 記載するものとする。

(新)

第十二号様式(第二十二条において読み替えて準用する第十二条関係) (令2目 交令66・前改正) (A 4) 住宅販売報底担保保証金の取戻しについての承認申請書 特定住宅最施担保責任の履行の確保等に関する法律簿16条において読み替えて準 用する同法第9条第2項の規定により、住宅販売報底担保保証金の取戻しについて 承認を受けたく、下記のとおり申請します。 年 日申請時の免許証番号 甲間時の免許証書号 商号又は名称 郵便番号 主たる事務所の所在地 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 電話番号 ファクシミリ番号 地方整備局長 北海道開発局長 殿 知事 記年 1 基準日 年 月 2 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額 H 3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額 4 3の基準額を超えることとなった額 イーロ= 5 取戻しをしようとする住宅販売瑕疵担保保証金について (1) 金銭の供託 供 託 所 名 供託年月日 供託番号 供託金額

(2) 有価証券 (振替国債を除く。) の供託



(計) ハ

(3)	30X 12	9 四 ()	E OUT	Hat:					
	供	託	所	名	供託年月日	供託番号	銘	柄	供託価額
Ī									
Ī									
İ									(計) ホ
(4)	1) 取戻しをしようとする住宅販売瑕疵担保保証金の合計額								

ハナニナホ= 注 5(2)の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載する ものとする。

```
第十二号の二様式(第二十二条において読み替えて準用する第十二条関係)
(平21周交合51・通加)
(A 4)
住宅販売職成担保保証金取戻承認書
特定住宅職施担保責任の履行の確保等に関する法律難16条において読み替えて準
用する同法第9条第2項の規定により、下記のとおり、住宅販売報底担保保証金の
取戻しを承認する。 年 月 日
                                       地方整備局長
北海道開発局長
                                       知事
住所
氏名又は名称
(法人にあっては、代表者の氏名)
| 記 | 1 | 基準日 年 月 日 | 2 | 取戻しを承認する住宅販売報成担保保証金 | (1) 金銭の供託 | 供 託 所 名 供 託 年 月 日 供 託 番 号 供 託 金 額 |
                                                              (計)
  (3) 有価証券 (振替国債を除く。) の供託
供託 供 託 供託 (株託 供 計 供託 所名 伴月日 番号 名称 回記号 番号 枚数 券面顕券面額計 割合 供託価額
  (3) 握替国債の供託
供託所名供託年月日供託番号 銘
                                                       柄 供 託 価 額
                                                          (計) ハ
  (4) 取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金の合計額
(8) 収決しと小品の が出土地が取扱地域が終年組歩り 1 年日 1 日 3 この住宅販売根策担保保証金の取戻しは、次の基準日 (年月日) までに限り、することができる。 任 2 (20)の割合は、接定任主根近任東性の履行の確保等に関する法律施行規則 第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
```

国土交通大臣

第十三号様式(第二十三条関係) 住宅瑕疵担保責任保険法人指定申請書

国土交通大臣 殿 申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等 に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり申請します。 1 保険等の業務を行う事務所の所在地 2 保険等の業務を開始しようとする年月目 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格44としてください。

第十四号様式(第二十五条関係) 住宅瑕疵担保責任保険法人名称等変更届出書 年

1 変更事項

届	出	事	項	変	更	前	変	更	後	変更	年	月	日	備	考

2 変更の理由 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第十五号様式(第二十六条関係) 住宅瑕疵担保責任保険法人役員遵任等認可申請書 年

国土交通大臣 殿

月 日

国土交通大臣 殿 申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名 住宅取疵担保責任保険法人の役員の適任(解任)について認可を受けたいので、特定住宅取疵担保責任の履行の確保等に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり申請します。 1 役員として選任(解任)しようとする者の氏名 2 選任(解任)の理由 3 選任の場合にあっては、その者の略歴 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格44としてください。

第十七号様式(第二十七条関係)

日

第十六号様式(第二十七条関係) 住宅瑕疵担保責任保険法人保険等業務規程認可申請書 年

国土交通大臣

国土交通大臣 殿

第十七号様式(第二十七条関係) 住宅瑕疵担保責任保険法人保険等業務規程変更認可申請書 年

国土交通大臣 殿 申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名 保険等の業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の 履行の確保等に関する法律第21条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。 1 変更の内容 2 変更の理由 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格44としてください。

第十八号様式(第二十九条関係)

第十八号様式(第二十九条関係) 住宅瑕疵担保責任保険法人事業計画等認可申請書 年

国土交通大臣

国工交通大臣 殿 申請者の住所 申請者の名称 大法者の氏名 事業計画及び収支予算について認可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保 等に関する法律第22条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格私としてください。

第十九号様式(第二十九条関係) 住宅瑕疵担保責任保険法人事業計画等変更認可申請書

月 日

国土交通大臣 殿

国土交通大臣 験 申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名 作代表者の氏名 事業計画及び収支予算の変更について認可を受けたいので、特定住宅取疵担保責任の履行 の確保等に関する法律第22条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。 1 変更の内容 2 変更の理由 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格44としてください。

第二十号様式(第三十七条関係)



特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律抜粋

第28条 国土交通大民は、保険等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、保険法人に対し業務者しくは財産の状況に関して報告を求め、又はその職員に、保険法人の事務所に立り入り、保険等の業務者しくは財産の状况若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に 掲示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした保険法人の役員又 は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二十一号様式(第三十八条関係) 住宅瑕疵担保責任保険法人業務休廃止許可申請書

殿 国土交通大臣

月 日

国土交通大臣 殿 申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名 保険等の業務の一部(全部)の休止(廃止)について許可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保 責任の履行の確保等に関する法律第29条第1項の規定により、下記のとおり申請します。1 休止(廃止)しようとする保)者の義因 4 休止(廃止)しようとする年月日 3 休止しようとする場合にあっては、その期間 4 休止(廃止)の理由 偏考 この用紙の大きさは、日本産業規格私としてください。

|条関係)| |第二十三号様式(第四十一条の規定により読み替えて適用する住宅品質確保法施行規則第百二十一|

第二十二号様式(第四十条において読み替えて適用する住宅品質確保法施行規則第百四条 関係) 特別住宅紛争処理申請書 月 В 指定住宅紛争処理機関 申請人 1. 申請人及びその代理人並びに相手方の氏名又は名称及び住所 申請人 【氏名又は名称】 【住所】 【電話番号】 代理人 【氏名又は名称】 【住所】 【電話番号】 【氏名又は名称】 【住所】 【電話番号】 相手方 2. 保険住宅に関する事項 【保険契約の種類】 □法第19条第1号の保険契約(住宅瑕疵担保責任保険契約) □法第19条第2号の保険契約 【保険証券番号】 【保険住宅の所在地】 【当該住宅が建設住宅性能評価書の交付を受けている場合にあっては、評価住宅番号】 3. 特別住宅紛争処理の別 あっせん · 調 停 · 仲 裁 4. 特別住宅紛争処理を求める事項 5. 紛争の問題点、交渉経過の概要及び請求の内容 その他の特別住宅紛争処理を行うに際し参考となる事項
 【契約の種類】 建設工事請負契約 ・ 売買契約 【契約金額】 【引渡し時期】 【住宅の概要】 【構造・工法】 【竣工時期】 【延べ面積】 月 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。2 指定住宅紛争処理機関が、業務の円滑な実施を図るため必要な範囲内でこの # 株式の一部を変更した場合は、それによることができます。

3 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

4 登記事項証明書、資格証明書等の所要の書類を併せて提出してください。 5 契約書その他特別住宅紛争処理の参考となる書類を併せて提出してください。

第二十三号様式(第四十一条の規定により読み替えて適用する住宅品質確保法施行規則第百二十一条関係)

(第一面)
年度助成金検途計画書
(年月日から年月日)
特定住宅電磁担保責任の曜行の確保等に関する法律施行規則第12条第1項の規定により認み替えて適用する住宅の昼貨確保の促進等に関する法律施行規則第121条第1項の規定により、助成金検途計画書を提出します。

住宅紛争処理支援センター

指定住宅紛争処理機関名

科目	子算額(円)	前年度予算額(円)	增減(円)	備3
I 収入の部				
1. 助成金収入				
2. 申請手数料収入				
3. 当事者負担金				
収入合計				
Ⅱ 支出の部				
1. 人件費				
2. 事務所使用料				
3. 貸会議室使用料				
4. 紛争処理委員辦金				
5. 鑑定・現地調査費				
6. 設備費				
7. 路維費				
8. 設立準備費				
专用会料				

特別	則紛争処理の業務	()	(三面)		
	科目	予算額(円)	前年度予算額(円)	增減(円)	備考
	I 収入の部 1.助成金収入				

_	—
	5二十四号様式(第四十一名
	第四十一
	米の規定により読みな
	替えて適用する住宅品質確保法施行規則第百二十一

2. 申請手数料収入		1	
3. 当事者負担金 収入合計			
Ⅱ 支出の部			
1. 人件費			
2. 事務所使用料			
3. 貸会議室使用料			
4. 紛争処理委員酬金			
5. 鑑定・現地調査費			
6. 設備費			
7. 諸雑費			
8. 設立準備費			
支出合計			

- | 東加台計 |
 (在登) (北谷計、支出合計の一数を確認してください。
 ② 支出の部に掲げる科目30分にも科目 (細目を含む。) を設けることができます。
 ③ 儒考欄には、必要に応じ、各科目の予算額について、その主な板途、前年度予算との増減の質問等を記入してください。

 儒考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第二十四号様式 (第四十一条の規定により読み替えて適用する住宅品質確保法施行規則第百二十一条関係)

第一版) 年度期首指書 特定住宅電底担係責任の履行の確保等に関する結律施行規則第 41 条の規定により終み替えて適用す 在住宅の成質條係の促進等に関する法律施行規則第 121 条第 1 項の規定により、期首計画書を提出します。

住宅紛争処理支援センター 殿

指定住宅紛争処理機関名 代表者の氏名

(第二面)

1.	紛争処理見込件	-数		
	項	B	前年度実績見込み	当年度見込み
	紛争処	理件数		
2.	職員給与等			

職員の氏名	給与 (円) (A)	従事割合 (%) (B)	助成申請額(円) (A)×(B)
	(A)	(B)	(A) ^ (B)
台		lt	

職員の氏名	退職金 (円) (A)	勤続年数 (B)	紛 争 処 理 実質従事年数 (C)	助成申請額 (円) (A) / (B) × (C)

	9	21	
3. 事務所使用料			
(1) 事務所所在地			
(2) 事務所区分(どち	5か(こ()		
(所有事務所・借用)	¥務所)		

(所有事務所・信	用事務所)		
事務所賃料 (円)	総床面積 (㎡)	紛争処理業務使用床面積(m²) (C)	助成申請額 (円) (A) ×月数× (C) / (B)
(11)	(2)	(0)	(11) 11/1 (0) (0)

(第三面)

特別紛争処理見込件数 項 前年度実績見込み 当年度見込み 特別紛争処理件数 2. 職員給与等 (職員給与)

職員の氏名	給与 (円)	従事割合 (%)	助成申請額(円)
	(A)	(B)	(A) × (B)
合		21-	

特別紛争処理 実質従事年数 助成申請額 (円) (A) / (B) × (C) 勤続年数 (B) (C)

	ô	21	

- 3. 事務所使用料
- 事務所使用料
 事務所所在地
 事務所区分(どちらかに〇) (所有事務所・借用事務所)

事務所賃料 (円)	 特別紛争処理業務使用床面積(㎡) (C)	助成申請額 (円) (A)×月数× (C) / (B)

(注意)

第二十五号株式(第四十一条の規定により飲み替えて適用する住宅品資産保法施行規則第百二十一条関係) (第一面) 年度度機構入計画書 (年 月 日から 年 月 日) 特定住宅職裁別保責任の履行の確保等に関する連携能行規則第 4 条の規定により読み替えて適用す る住宅の品質機等の便連等に関する法律施行規則第 121 未着 1 項の規定により、設備購入計劃書を提 出します。 住宅紛争処理支援センター 指定住宅紛争処理機関名 代表者の氏名 (第二面) 紛争処理の業務

購入するべき設備	数 量	単価 (円)	価格 (円)	備考
^	L .			
ਰ		т		L

(第三面)

購入するべき設備	数 量	単価 (円)	価格 (円)	備考
ô	3	+		

(注意) (注意) 傷考欄には、必要に応じ、主な使用目的を配入してください。 傷考 この用紙の大きさは、日本産業規格AAとしてください。

特別紛争処理の業務

第二十六号様式(第四十一条の規定により読み替えて適用する住宅品質確保法施行規則第百二十三条関 係)

(第一面) (第一面) 年 (第一面) 中 (第一面)

住宅紛争処理支援センター 殿

指定住宅紛争処理機関名

科目	決算額(円)	前予算額(円)	差異(円)	備
I 収入の部 1.助成金収入 2.申請手数料収入 3.当事者負担金収入合計(A)				
II 支出の部 1. 八件費 2. 事務所使用料 3. 資金額密使用料 4. 紛争処理委員財金 5. 鑑定・费 6. 設備費 7. 諸雄貴 8. 股立準備費 支出合計(B)				

(第三面)

特別紛争処理の業務

別
記
算
式

I 収入の部				
1.助成金収入				
2. 申請手数料収入				
3. 当事者負担金				
収入合計 (A)				
Ⅱ支出の部				
1. 人件費				
2. 事務所使用料				
3. 貸会議室使用料				
4. 紛争処理委員謝金				
5. 鑑定・現地調査費				
6. 設備費				
7. 諸雑費				
8. 設立準備費				
支出合計 (B)				
助成返還金 (A) - (B)				
(注意)				
① 収入合計と、支出合計	及び助成返還金の台	計額の一致を確認	してください。	

決算額(円) 前予算額(円) 差異(円) 備 考

別記算式 類面金額-発行価額 発行の目から債量の目までの年数 × (発行の日から供託の日までの年数 + 4) この式の計算は、発行の目から償還の日までの年数若しくは発行の日から供託の 日までの年数について生ずる1年未満の郷数又は額面金額ご発行価額との差額を発 行の日から償還の日までの年数で除した金額について生ずる1円未満の郷数は、切り捨てる。

- ① 収入合計と、支出合計及び助応及産金の合計額の一致を確認してください。 ② 支出の部に押ろ各目以外に移目 (細目を含む)、を設けることができます。 ③ 信考集には、必要に応じ、各科目の決算額について、その主な使途、予算額との差異の要因等を記入してください。 備考 この指揮の大きさは、日本産業度格A4としてください。

科 目